
水害・台風、竜巻等風害対策編

第1章 予 防

第1節 防災意識の高揚

住民の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 住民の防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

町は、住民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。その際、内閣府「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」などを活用する。

2 防災知識の普及啓発推進

町は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

また、町は、家庭等で普段からできる防災対策について、町民（特に若い世代）へ継続的に周知していく。

(1) 主な普及啓発活動

- ア 防災講演会・講習会等の開催
- イ ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ等の配布
- ウ 広報紙、SNS等による広報活動の実施
- エ インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
- オ 防災訓練の実施の促進
- カ 防災器具、災害写真等の展示
- キ 各種表彰の実施

(2) 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として県央部に「消防防災総合センター（栃木県防災館）」を設置し、大雨、強風等の疑似体験や応急処置の実地練習等を通して、防災技術や防災知識の普及を図っている。

町は、住民に対し、広報紙等を通じて当該センターの周知・利用を促し、防災知識の普及を推進する。また、学校における防災教育の一環として、当該センターを見学等に活用することにより、児童・生徒に防災を身近な問題として認識させる。

(3) 消防団員（水防団員）、とちぎ地域防災アドバイザー等による指導

町は、消防団員（水防団員）、とちぎ地域防災アドバイザー等による地域の防災普及啓発活動を促進する。

(4) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ア 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- イ 水防月間（5月1日～5月31日）
- ウ 防災週間（8月30日～9月5日）
- エ とちぎ防災の日（3月11日）

第2 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、職員に対して災害時の適正な判断力を養成し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

第3 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

本章第18節「学校、社会教育施設等の災害予防対策」の定めるところによる。

第4 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

町、県及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ・ 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇薬等の危険物の保安管理施設
- ・ 病院、社会福祉施設
- ・ ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数のものが利用する施設

第5 防災に関する調査研究

町、県及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実

自助、互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制整備を行う。

第1 現状と課題

1 自主防災組織

本町における自主防災組織の主体は、原則、自治会が母体になる。そのため、潜在的には町内全地域で組織化されているものの、明確に組織化した自治会は、半数にも満たない。このため、町は、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう、各自治会での明確な組織化を働きかけていく必要がある。

2 消防団

消防団員の実員数は定数に達しておらず、また、町域外に働きに出ている者も多く、将来を見据えた団員の確保及び災害発生時の活動体制の整備が課題となっている。

消防団員数

（令和4年4月1日）

上三川町	人 口	面 積	消 防 団	
			実 員	定 数
	31, 103人	54.39km ²	241人	250人

3 ボランティア団体等

災害発生時に被災者への迅速かつきめ細かな支援が期待できるボランティアやNPO、地域団体等の活動と被災者のニーズをスムーズに結びつけることのできる環境を整備する必要がある。

第2 個人・企業等における対策

1 住民個人の対策

住民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という「自助の精神」に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

町は、本章第1節第1のとおり、住民に対する防災意識の高揚を図る。

(1) 防災に関する知識の取得

- ア 天気予報や気象情報
- イ 震度、マグニチュード等の知識
- ウ 気象注警報、水防警報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報
- エ 過去に発生した被害状況
- オ 近隣の災害危険箇所の把握
- カ 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難指示等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等）等

(2) 家族防災会議の開催

- ア 避難場所・経路の確認
- イ 非常持出品、備蓄品の選定
- ウ 家族の安否確認方法（N T Tの災害用伝言ダイヤルの活用等）
- エ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

(3) 非常用品等の準備、点検

ア 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検

イ 飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検

ウ 土のう、スコップ、大工道具等資機材の整備・点検

(4) 各家庭の安全点検、補強の実施

(5) 応急救護方法の習得

(6) 町又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

(7) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育等の実施など、防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

町は県と連携して、上記取組に資する情報提供等を進める。さらに、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、消防団サポート事業所制度、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の促進を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや、防災に関するアドバイスをを行う。

第3 自主防災体制の整備、育成・強化

1 自主防災組織の整備

各地域は、自主防災組織を結成し平常時から地域を守るために、危険箇所等の把握、防災資機材の整備、防災知識の技術習得、地域の避難行動要支援者の把握、活動体制・連携体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

2 町による自主防災組織の育成・強化

町は、自主防災組織活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時からの防災活動への参加を促進する環境づくりなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

(1) 自主防災組織への資機材の整備支援

(2) 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援

(3) 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援

(4) 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催

(5) 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等

第4 消防団（水防団）の活性化の推進

町は、次の事業を実施するなど、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

1 活性化計画の整備

2 団活動に必要な各種資材の整備・充実

3 団員に対する各種教育訓練の実施

4 地域住民に対する団活動や加入促進の広報等

第5 女性防火クラブの育成・強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

第6 災害関係ボランティアの環境整備

町は、県や町社会福祉協議会等と連携して災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

1 ボランティア活動の環境整備

町は、県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会と連携して、住民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- ・ボランティアに係る広報の実施《町・県・町社会福祉協議会・県社会福祉協議会》
- ・災害ボランティアセンター運営等研修事業の実施《町社会福祉協議会・県社会福祉協議会》
- ・ボランティア団体の育成・支援《町・町社会福祉協議会・県社会福祉協議会》

2 行政とボランティア団体等との連携

町は、県とともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から町社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する。

(1) 災害ボランティアセンターの設置運営

災害ボランティアセンターは、災害時にボランティアニーズが発生した場合、町社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき、町社会福祉協議会内に設置される。

町は、町社会福祉協議会及び関係機関と連携・協力して、災害ボランティアセンターの運営に必要な支援を行う。

第7 人的ネットワークづくりの推進

町は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第8 地区防災計画策定の推進

町及び県は、災害時における迅速な避難行動の実現や地域住民の防災意識の高揚に有効な地区防災計画策定が町内全域において進むよう、計画策定を支援する。

また、町は、一定の地区の住民等から提案された地区防災計画を災害対策基本法に基づいて、町地域防災計画に位置付ける必要があるか判断するものとする。

第3節 防災訓練の実施

町では、初動対応等を重視した実践的な訓練を行う。

第1 総合防災訓練

町は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、東日本大震災の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。

また、町は、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に毎年度実施するように努める。

- 1 職員の動員、災害対策本部設置訓練
- 2 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- 3 水防訓練
- 4 消火・救出・救助訓練
- 5 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊出し訓練
- 6 応急救護、応急医療訓練
- 7 ライフライン応急復旧訓練
- 8 警戒区域の設定、交通規制訓練
- 9 救援物資・緊急物資輸送訓練
- 10 広域応援訓練
- 11 避難行動要支援者避難支援訓練

第2 防災図上訓練

町は防災関係機関と連携して、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的に繰り返し実施するように努める。

特に、発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、防災担当者等の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込む。

第3 通信訓練

町及び防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施する。

第4 水防訓練

町は、石橋地区消防組合と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団を中心とした水防訓練を毎年度実施する。

第5 消防訓練

町は、消防活動の円滑な遂行を図るため、石橋地区消防組合と連携して、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

第6 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の向上や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の参加を得た訓練を実施することなどを通して、地域住民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

- 1 情報伝達訓練
- 2 避難訓練、避難誘導訓練
- 3 初期消火訓練
- 4 救出・救護訓練
- 5 避難行動要支援者避難支援訓練 等

第4節 避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害時に特に支援を必要とする「避難行動要支援者」の避難体制の整備・支援を行う。

第1 現状と課題

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。

最近の主な大規模災害では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや、被災後のストレスや疲労により高齢者が死亡するケースが多く見られることから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

第2 地域における安全性の確保

町は避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で、本人からの同意を得て消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者にあらかじめ情報提供する。また、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を適宜改定し、自治会や自主防災組織等の関係機関との連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の範囲について要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。

なお、町における対象者は、次の事項のうち、包括支援センターや民生委員等の活動により、必要と判断した者とする。

- ・ 65歳以上の単身世帯者
- ・ 65歳以上の高齢者のみ世帯者
- ・ 身体障害者手帳所持者（1，2級）
- ・ 療育手帳所持者（A1、A2）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）
- ・ 介護保険の要介護度3以上

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、町は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の管理

町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障の生じないように、名簿情報の適正な管理に努める。

2 地域支援体制の整備

町は、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織のリーダー、民間ボランティア、警察署、医療機関、社会福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

(1) 避難支援の具体化

町は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法を個別避難計画として定める。

(2) 救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化

災害が同時多発すると、消防、警察等の救急・救助活動が大幅に制約されることが予想されるため、町は、消防団、自主防災組織、福祉関係者等と連携し、地域における避難行動要支援者に対する支援体制を築き、救出・救護体制の確立・強化を図る。また、避難場所への避難誘導、搬送についても、同様に連携し、体制の確立・強化を図る。

(3) 緊急通報システム等の整備

町は、ひとり暮らしの高齢者で健康に不安がある方に対し、安否確認・緊急通報システム貸与事業を行っている。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、協力員の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平素から協議等をしておく。

(4) 防災知識の普及・啓発

町は、県と連携し、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

第3 社会福祉施設等における安全性の確保

1 施設の整備

(1) 公立社会福祉施設

町は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

(2) 民間社会福祉施設

町は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

2 非常災害に関する計画の策定

町及び県は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、休日・夜間も含めた非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制や非常通信手段を整備し、定期的に、当該計画及び体制に従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

3 社会福祉施設機能の弾力的運用

町は、災害により被災した高齢者、身体障がい者、知的障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

4 防災教育・訓練の充実

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

5 洪水浸水想定区域等の情報提供

町は、洪水浸水想定区域の要配慮者利用施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、名称及び所在地を定め、浸水害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

また、町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

町は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成11年栃木県条例第25号）」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置など、要配慮者に配慮した対策を推進する。

2 一時避難のための配慮

町は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第5 町内在住外国人に対する対策

1 外国人への防災知識の普及

町は外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、町は、外国人に配慮し、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やJ I S規格のピクトグラムの共通化に努める。

2 地域等における安全性の確保

町は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意する。

- (1) 外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
- (2) 自主防災組織等により、これらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
- (3) 外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への防災教育を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーターの確保

町は、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

4 災害時における外国人支援体制の整備

町は、県や（公財）栃木県国際交流協会の支援を受けながら、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 住民の備蓄推進

住民は、各家庭において非常持出品の他、最低3日分（推奨一週間以上）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

町は、広報紙、インターネット等各種媒体を通して住民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 町の備蓄推進

町は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行う。更に、関係機関との協定締結により流通備蓄を行う。

なお、目標数量については、県の地震被害想定（第1編第5節「本町で予想される主な災害」参照）等を参考に設定し、計画的に備蓄を行う。

(1) 現物備蓄の実施

町は、次のような品目について、防災拠点に備蓄を行う。

- ・ 飲食料：飲料水、アルファ米、ソフトパン 等
- ・ 生活必需品：毛布、簡易トイレ、アルミマット 等

(2) 調達体制の整備（流通備蓄の実施）

町は、要配慮者や女性、子ども、食物アレルギーのある者等の多様なニーズを補完するため、関係機関や事業者と協定を締結し、次のような品目について、調達体制を整備する。

- ・ 食料：弁当、米穀、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳 等
- ・ 生活必需品：肌着、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、紙製食器類、生理用品 等
- ・ 光熱材料：灯油、ポリタンク、LPガス、コンロ、木炭、発電又は蓄電機能を有する車両 等
- ・ 要配慮者等用：特別用途食品、乳児ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ 等

※特別用途食品・・・難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦などの健康保持や回復に適した食品のこと。例えば、乳児のための粉ミルクやアレルギー除去食品など様々な物があり、国の表示、許可あるいは承認を受けて特別用途食品マークが付けられている。

(3) 平常時における燃料確保対策

町は燃料確保対策として、締結した災害時協定が円滑に運用できるよう、連絡を密にし、連携体制の強化を図る。

3 企業・事業者等の備蓄推進

企業、事業者等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

第2 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

町は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

1 備蓄対象品目

町は、消火活動、水防活動、人命救助活動において必要な資機材を役場倉庫内等に備蓄する。

2 関係機関との連携

町は、資機材の備蓄にあたっては、市町相互応援協定に基づく共同備蓄や自主防災組織における備蓄を促進する。

第3 物資・資機材等備蓄スペースの確保

町は、必要な物資や資機材等の整備を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

第4 物資の供給体制及び受入体制の整備

町は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の輸送手段の確保や配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの支援物資等の受入体制の整備に努める。

第5 輸送手段の確保体制の整備

町は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備する。

第6節 風水害等に強い町土づくり

防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消などの市街地対策並びに治水対策の推進を総合的かつ計画的に展開する。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

町は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランとの調整

これまでの被災地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、町マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、町は、住民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 市街地整備事業等による既成市街地の防災都市づくり

既成市街地の面的整備は困難であることから、可能な限り現道の拡幅、防災公園の整備を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

町は県等の関係機関と相互に連携し、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(3) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第4節第3の1のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 再生可能エネルギーの利活用促進

再生可能エネルギーは枯渇の恐れがなく、災害時にも発電が可能なことから、町は、再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図る。

第7節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等からの被害の軽減を図るため、災害に備えた水防活動体制の整備を推進する。

第1 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

町は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫を設置し、水防器具、資材の整備に努める。（整備状況：水防計画に掲載）

2 訓練、研修等による水防団の育成・強化

- (1) 町は、平常時から水防団に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。
- (2) 町は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を実施する。
- (3) 町は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第2 洪水浸水想定区域における対策

- 1 町は、指定されている洪水浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

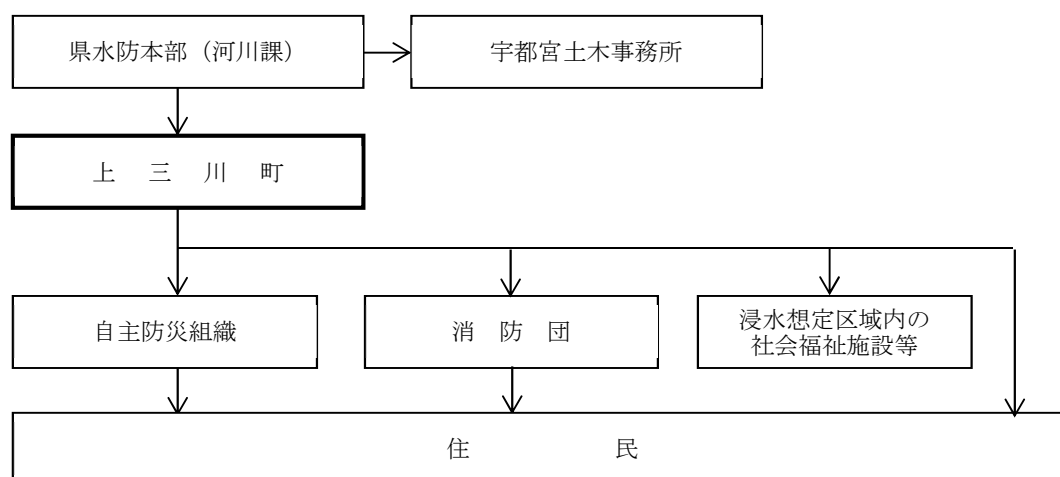
なお、本町においては、洪水予報河川及び水防警報河川として、鬼怒川、田川が指定されており、また、水防警報河川として、鬼怒川、田川、田川放水路が指定されている。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- (4) 条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

なお、避難場所については、資料編掲載の水防計画第4節「第3避難」にあるとおりとする。

また、洪水予報等の伝達系統は次のとおりで、町から地域へは自主防災組織や消防団を通じて直接住民に連絡するとともに、町の広報車やかみたんメール等を使って広報を行う。浸水想定区域内の社会福祉施設等へは町から連絡する。

洪水予報等伝達系統



- 2 町は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。

第8節 農業関係災害予防対策

町、県、農業関係施設等の管理者等は、災害の発生に際して、農業被害を最小限に止めるために、相互に連携して施設整備等の予防対策実施に努める。

第1 農地・農業用施設対策

土地改良区等の農地・農業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

町は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、改善するよう指導する。

1 各施設の共通的な対策

(1) 管理体制の整備

取水堰等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

農業用施設等の管理者は、平常時から定期的に点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 用排水施設対策

取水堰等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

第2 農業共同利用施設対策

農業協同組合等、農業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農業共同利用施設（農産物倉庫、農産物集出荷施設、種苗生産施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第9節 情報通信網の整備

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の災害対策を講じる。また、町民への情報伝達手段の整備等、通信手段の充実に努める。

第1 本町の通信施設の現況

町は、通信施設の整備充実及び耐久性向上を図るとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、自家発電設備、発電機用燃料、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進に努め、通信連絡機能の維持を図る。

また、定期的に通信設備操作の研修や端末操作を含む通信訓練を実施し、習熟に努める。

本町において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

1 関係機関等との通信手段

(1) 県防災行政ネットワーク

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県により県防災行政ネットワークが整備されている。

災害時に、町に配備されている県防災行政ネットワークを活用して、県及び県関係出先機関等からの情報収集、被害状況等の報告が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて運用の習熟に努める。

(2) 町防災行政無線

町では、現在移動系（デジタル方式）防災行政無線を63台（半固定局17台、車載34台（消防団車両含む）、携帯12台）整備済である。防災行政無線の正常な機能を維持し、災害時などで、固定電話・携帯電話等の通常の通信が行えない状況下における通信手段を確保する。

(3) 一般加入電話（災害時優先電話を含む。）

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるため、現在は災害時優先電話を5回線導入しており、大規模災害時の通信の確保に備えている。

2 住民への情報伝達手段

(1) かみたんメール（メール配信等サービス）

河川の水位が上昇するなど、洪水被害発生の危険性が高まったときは、町からのかみたんメールにより、情報発信を行っている。また、携帯電話を所持せずかみたんメールによる情報伝達ができない世帯に対しては、避難情報（警戒レベル3以上）が発令された際に固定電話へ音声で情報発信を行っている。メール配信及び固定電話への発信先は登録制となっていることから、平常時において登録者の増加に努める。

(2) 町ホームページ

町は、開設しているホームページを活用して、災害時に町内の被災状況等の情報提供や住民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図っていく。また、大規模災害時には、町ホームページのトップページを関連情報に特化したページに切り替えて、緊急事態であることを強調する。

(3) その他の情報伝達手段の整備

町は、豪雨時等の激しい雨により音声が届かないことも考慮し、前述したほか、サイレン吹鳴（水防信号）のみならず、SNS、緊急速報メール、とちぎテレビデータ放送、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、多様な通信連絡手段の充実に努める。

更に、携帯電話や固定電話を所有せずメール配信等による情報伝達ができない世帯に対する新たな情報伝達手段を検討する。

第2 安否情報の提供体制の整備

町は、安否情報の照会・回答手続及び照会者の範囲・確認方法を検討し、住民への周知を図る。

第10節 避難体制の整備

避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくするため「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を住民に対し周知する。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 町は、発生しうる災害の想定を踏まえ、学校、中央公民館等の公共施設を指定緊急避難場所として指定している。（資料編P8参照）

現在指定している箇所が、適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は指定替えを行う。

また、新たな指定や、指定の解除を行った場合には、速やかに住民に周知するとともに、県に対し報告を行う。

- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、管理体制、安全性を考慮して指定する。
- (3) 町は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

- (1) 町は、発生しうる災害の想定を踏まえ、被災者が一定期間生活する場所として指定避難所を指定している。（資料編P8参照）

現在指定している箇所が、適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は指定替えを行う。

また、新たな指定や、指定の解除を行った場合には、速やかに住民に周知するとともに、県に対し報告を行う。

- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能等を考慮して指定する。
- (3) 上記(2)の基準に加えて、次のことにも留意すること。

ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、その他の公共施設とすることが望ましいこと。

エ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができる。

3 福祉避難所の指定

- (1) 町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所に「上三川いきいきプラザ」を指定している。（P75参照）

現在指定している箇所が、適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は指定替えを行う。

また、新たな指定や、指定の解除を行った場合には、速やかに住民に周知するとともに、県に対し報告を行う。

(2) 2の指定基準のほか、次の基準に基づき指定する。

ア バリアフリー化された施設であること。

イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

(3) バリアフリー化されてり、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を活用すること。

(4) 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

4 避難所の整備

町は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次の事項に留意する。

整備にあたっての留意事項

- ① 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ② 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ③ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ④ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、JIS規格のピクトグラムの共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
- ⑤ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制を整備しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ⑥ 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ⑦ 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ⑧ 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ⑨ 通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに非常用電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用できる環境整備に努めること。
- ⑩ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ⑪ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

5 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するよう努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第2 避難に関する知識の周知徹底

町、県及び関係機関は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位

置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報等の意味等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

○主な周知方法

- (1) 自主防災組織等を通じた周知（町）
- (2) 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知（町）
- (3) ハザードマップ配布による周知（町）
- (4) 広報紙、インターネットによる周知（町、県）
- (5) 避難訓練の実施（自主防災組織）

第3 避難実施・誘導体制の整備

1 避難基準の設定

町は、県の助言等を得て、浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う基準を設定するものとする。その際、降雨量、河川の水位及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。

2 避難指示等の伝達手段の整備

町は、浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。

3 避難誘導体制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

町は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる災害の想定を踏まえ、平常時から、次のことに留意して避難誘導体制を確立しておく。

- ・ 地区ごとに事前に責任者を決定しておくこと。
- ・ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ・ 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ・ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。

ア 帰宅困難者対策

震災対策編第2章第9節第1に準ずる。

イ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町は、石橋地区消防組合及び県警察と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理・運営体制の確認

町は、避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成すると

もに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、自治会・自主防災組織との協力体制等を毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

町は、災害発生初期において避難場所管理・運営を円滑に行うため、避難場所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

町は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、NPO法人及びボランティア団体等の協力を得て、連携して避難場所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者との役割分担の明確化

町は、指定避難所に指定した公共施設のうち、指定管理による管理運営を行っている施設については、施設の設置者及び指定管理者の間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 専門家等との情報交換

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第5 町外・県外避難者受入対策

震災対策編第1章第6節第2に準ずる。

第11節 消防・救急・救助体制の整備

被災者の救助活動・応急措置・救急搬送等のため消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

第1 組織の充実強化

町、石橋地区消防組合は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少や高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

第2 救急・救助用車両・資機材等の整備

町、石橋地区消防組合は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、県の支援を受けて救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急救命処置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる職員の養成など、救急・救助体制の充実を図る。

第3 医療機関との連携強化

石橋地区消防組合は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第4 消防防災ヘリコプターによる救助・救援

町及び石橋地区消防組合は、広域的かつ機動的な上空からの人命救助や救急搬送が迅速かつ円滑に実施できるよう、栃木県消防防災航空隊等との連携を強化する。

第12節 保健医療救護体制の整備

負傷者への医療救護活動や保健活動のため、保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

第1 保健医療体制の整備

町は、小山地区医師会をはじめとする医療機関等と連携し、県南健康福祉センターの指導のもと、保健医療体制の整備を図るものとする。

1 初期保健医療体制の整備

(1) 救護所の整備

消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。その際、救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

(2) 救護班の編成、出動

町内医療機関の協力のもと救護班を編成し、応急救護活動にあたることとする。

町は、災害発生時の迅速な応援が得られるよう、平素から町内の医療機関等と協議を行っておく。

(3) 医療品等の確保

救護班が使用する医薬品及び医療資器材は、医療機関、薬剤師会等の協力を得るとともに、町内の薬局・薬店等からの調達体制を整備する。

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行うなど、救護班の活動を支援できるよう、石橋地区消防組合が定期的実施する「普通救命講習会」等への受講を啓発する。

第2 後方医療体制等の整備

1 後方医療体制の整備

県南保健医療圏においては、救護所における救護班では対応できない重症者等を、災害拠点病院である自治医科大学附属病院及び獨協医科大学病院に搬送して医療救護を行うこととなるため、後方医療体制の整備を図る。なお、被災の状況によっては、他地域の災害拠点病院へ搬送する場合もある。

災害拠点病院	所在地	電話
自治医科大学附属病院	下野市薬師寺3311-1	(0285) 44-2111
獨協医科大学病院	壬生町北小林880	(0282) 86-1111

2 搬送体制の確立

大規模災害による救急自動車の遅れや不足等に備え、災害時における町有車両の配車計画を策定しておくものとする。また、状況によってヘリコプターの活用を図ることもあるため、県への消防防災ヘリコプター緊急運航の要請方法を習得しておくものとする。

第3 応援要請及び受援体制の整備

町内の医療救護活動が医師等の不足、医薬品・医療資器材の不足等により円滑に実施できない場合には県に応援要請して対処するため、県内他地域又は県外に対する応援及び受援体制を整備する。

第4 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- 1 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- 2 定期的に避難訓練を実施し、夜間にも実施するよう努める。
- 3 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- 4 病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、できる限り避難・誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。また、介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- 5 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第13節 緊急輸送体制の整備

被災地域への応急対策人員、支援物資等の緊急輸送体制の整備を図る。

第1 緊急輸送道路の指定

県、その他の道路管理者は、緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めるとともに、関係者等に対して周知徹底を図る。

なお、町域における県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

区 分	道路種別	路線 番号	路 線 名	起 終 点
第1次緊急輸送道路	高速自動車国道	—	北関東自動車道	全線（足利市鹿島町〔群馬県境〕～真岡市水戸部〔茨城県境〕）
	国 道 (国管理)	4	国道4号	全線（野木町野木〔茨城県境〕～那須町豊原乙〔福島県境〕）
		4	国道4号バイパス	全線（小山市東野田〔茨城県境〕～宇都宮市平出工業団地〔国道4号交点〕）
第2次緊急輸送道路	国 道 (県管理)	352	国道352号	一部（壬生町壬生〔宇都宮栃木線交点〕～上三川町大字下蒲生〔新4号国道交点〕）
	県 道 (県管理)	47	真岡・上三川線	全線（真岡市田町〔国道294号分岐〕～上三川町大字上三川〔国道352号分岐〕）
第3次緊急輸送道路	県 道 (県管理)	35	宇都宮・結城線	一部（宇都宮市築瀬町〔国道4号交点〕～小山市梁〔茨城県境〕）
		71	羽生田・上蒲生線	一部（壬生町おもちゃのまち〔宇都宮栃木線交点〕～上三川町上蒲生線〔国道4号交点〕）

区 分	設 定 基 準
第1次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路	・ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	・ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

第2 陸上輸送体制の整備

1 道路・橋りょうの整備

町、県、国土交通省関東地方整備局及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、落石、倒木などが発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

2 情報収集・連絡体制の整備

町、県及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

第3 空中輸送体制の整備

町は、台風や豪雨時に、道路の損壊、冠水、橋りょうの損壊等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、あらかじめ臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定する。

なお、町は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、臨時ヘリポートについて、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、臨時ヘリポート候補地として、新たに飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として選定した場合は、県が定める栃木県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱第13条第3項に基づく「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

第4 物資集積所の整備等

町は、災害時に他市区町村等から搬送される救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、次の施設に集積することとし、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平素から集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分け・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。

また、町は、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

救援物資の集積場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
上三川町役場 車庫棟	上三川町しらさぎ一丁目1番地	(0285) 56-9111

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

町は、町内建設業者等との協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

2 物資輸送機関との連携体制

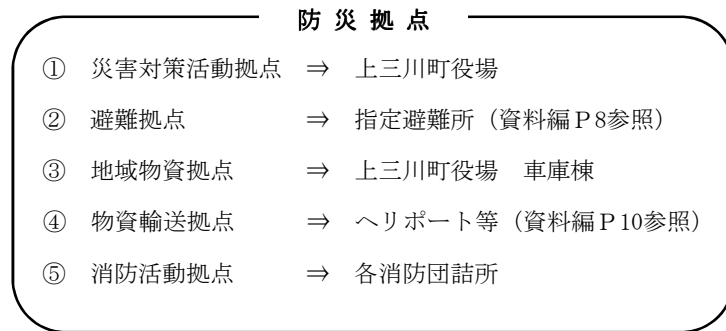
町は、「災害時における食料・生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づき、町外からの支援物資を迅速かつ円滑に被災地に供給することができるよう、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

第14節 防災拠点の整備

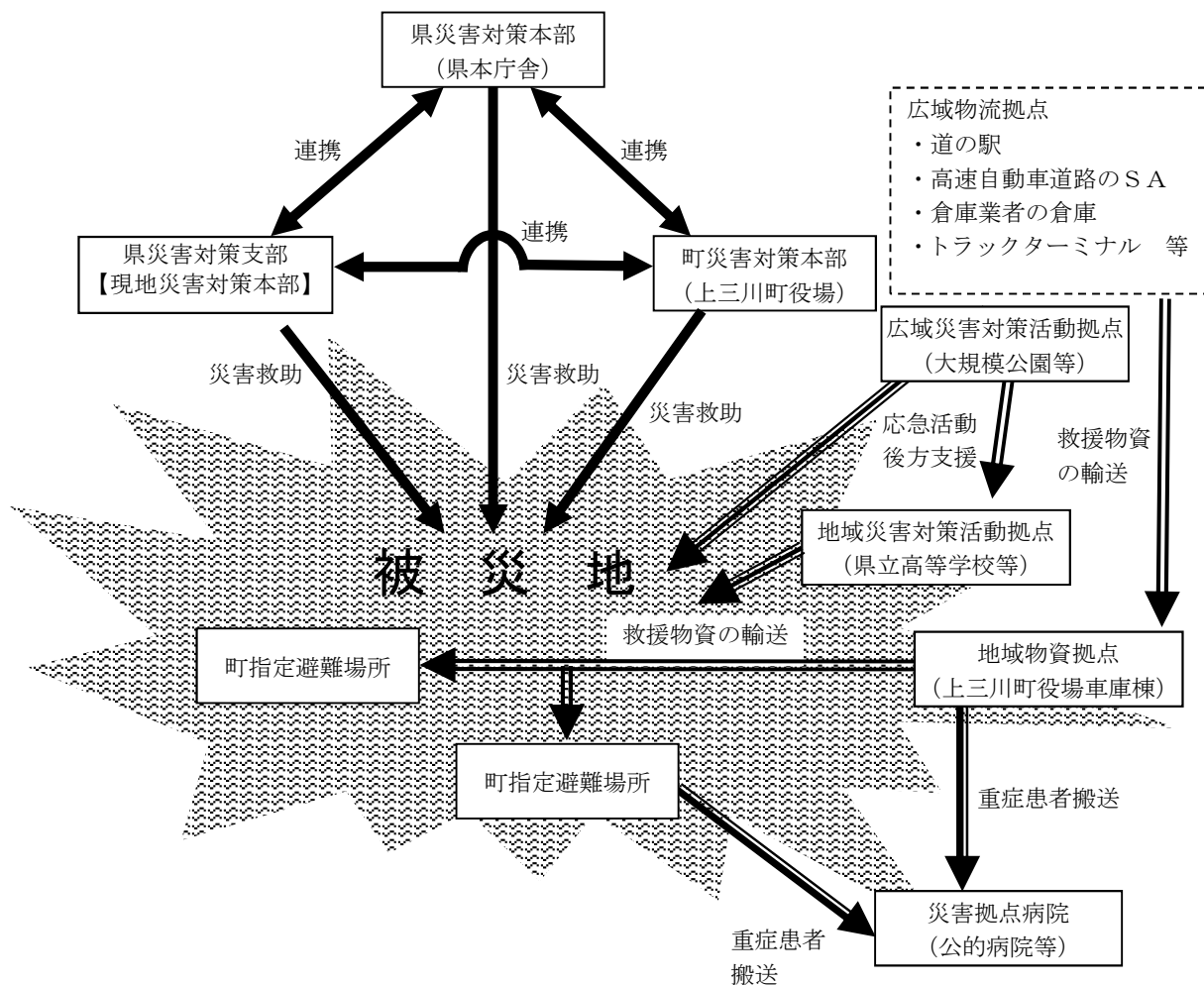
災害対策活動における中核的な役割を担う防災拠点の整備を図る。

第1 防災拠点の指定

町は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を、町の活動拠点として位置づけて整備する。



第2 防災拠点の体系



第3 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、関係機関と連携を図りながら推進していく。

1 災害対策活動拠点の種類

(1) 町災害対策本部

町は、町役場について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、対策本部開設に必要なフロアの確保を図るとともに、迅速な初動体制を確立できるよう、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の整備充実など、必要な整備を図る。

また、被災により町役場の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

(2) 地域災害対策活動拠点

県は、県立高等学校を中心に、被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として必要な整備を図っている。

町内においては、次の施設が県の災害対策活動拠点として指定されている。災害発生時に当該施設に県現地災害対策本部等が設置された場合は、県と連携し、防災活動の万全を図るものとする。

地域災害対策活動拠点	上三川高等学校	(0285) 53-2367	上三川町大字多功994-4
------------	---------	----------------	---------------

(3) 地域物資拠点

町は、町有施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備を行っていく。特に、災害時において中核の役割を担う町災害対策本部となる町役場については、計画的に整備を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。

また、地域災害対策活動拠点（上三川高等学校）についても、県と連携し、必要性の高いものから順次整備を進めていく。

(1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化

(2) 非常用電源（発電又は蓄電機能を有する車両を含む）

(3) 町防災行政無線（移動系）

(4) 県防災行政ネットワーク

(5) （飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽

(6) 備蓄倉庫

3 施設の配置

町内全域における災害対策活動を行うにあたって必要な体制を確保できるような配置に努める。

第4 防災機能を有する都市公園の整備

都市公園は、延焼防止や災害時の避難場所として重要な役割を担えるものなので、防災拠点となるような都市公園を中心に、防災機能の整備を可能な限り促進していく。

第15節 建築物の災害予防対策

強風に対する建築物の堅牢化等必要な防災対策を図る。

第1 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点）（本章第14節「防災拠点の整備」参照）
- (2) 医療救護活動の施設（病院、保健センター等）
- (3) 応急対策活動の拠点（上三川消防署、消防団員詰所等）
- (4) 避難施設（学校、公民館、図書館等）
- (5) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等）

2 防災対策の実施

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、次のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- ア 非常用電源の確保
- イ 配管設備類の固定・強化
- ウ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- エ その他防災設備の充実

第16節 インフラ施設等災害予防対策

道路、上下水道、電力、ガス等のインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 ライフライン関係機関の対策

1 道路アンダー冠水対策

最近の集中豪雨は、特に狭所に集中・多発化しており、これらの局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による道路冠水対策については、喫緊の課題となっている。現在、町は冠水箇所を公表して注意喚起しており、併せて冠水情報板の整備及び監視カメラの設置、初動対応の短縮を図っている。

(1) 図書の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図を作成する。

(3) 施設の維持管理

点検基準等に従い、機器、設備等の保守管理に努め、施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災に備え施設の機能保持を図る。

(4) 初動体制の確立

道路管理者は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るため訓練を実施する。なお、訓練にあたっては、下野警察署との連携を図るものとする。

上三川アンダー 1 冠水装置及び冠水情報板の動作内容

冠水水位 (現地)	自動通報装置 (職員・下警)	冠水監視装置 (役場執務室)	冠水情報版 (現地)	緊急時の体制 (現地)
路面水位 2 cm	登録電話へ音声通報	黄色ランプ点滅 注意ブザー発報	黄色パトライト 「冠水注意」点滅	現地で待機し、水位 変動を観察
路面水位 7 cm	登録電話へ音声通報	赤色ランプ点滅 警報ブザー発報	赤色パトライト 「冠水通行止」点滅	現地4箇所の進入防 止ゲートを設置

2 水道施設

町は、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

配水場内での薬液注入設備及び燃料用設備の設置にあたっては、台風、洪水等発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、消火機器、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水管路等の改良

老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮した材料の選定を行う。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

(9) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

水道事業浄水施設

(令和4年2月現在)

事業		浄水施設名	水源種別	処理方法	給水人口 (人)
事業主 (事業主体)	種別				
上三川町	上水道事業	多功配水場	深井戸	消毒	28,504
	〃	しらさぎ配水場	〃	〃	
	〃	蓼沼配水場	〃	〃	

3 下水道施設

(1) 施設の整備

下水道（公共下水道・農業集落排水処理）施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対応できる構造にするとともに、河川敷内に伏せ越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

(2) 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

4 電力施設

災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド（株）、発電事業、送配電事業及び小売り電気事業の各電気事業者は、次の予防措置を講じる。

(1) 巡視、点検等の実施

台風、洪水等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ巡視、点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

(2) 施設対策

洪水、暴風、雷などに対するリスクを考慮し、施設整備の見直し、既存施設の点検・補強等を実施する。

(3) 要員、資機材の確保対策

災害対策本部の要員、参集体制、関連会社を含む連絡体制を確立する。また、復旧作業に必要な資機材、車両、舟艇等のほか、非常用食料等の備蓄、調達体制の確保に努める。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に円滑な対応を図るため、情報連絡、本・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年1回、全店をあげ実施する。

5 都市ガス施設

(1) 施設の安全化対策

都市ガス事業者は、台風、洪水等発生時における、ガス供給施設に係る災害を未然に防止するため、安全化対策を進める。

(2) 災害防止のための体制の整備

ア 台風、洪水等発生時において、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員などの整備を図るとともに、連絡体制、動員体制を確立し、従業員等に周知徹底を図る。

イ 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材はメーカー、本社等から速やかに確保できる体制を維持する。

ウ 災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

(3) 防災関係機関との連携

災害の発生が予想され、又は発生した場合に、県、市町、消防本部、警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

(4) 災害発生時の措置に関する教育訓練

ア ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策、大規模風水害などの非常時の緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

イ 従業員等の連絡、動員について、定期的に訓練を実施する。

(5) 消費者に対する広報

消費者に対して、緊急時にガス栓を閉めることやガスの供給を停止することもあることなど、ガス施設やガス消費機器についての注意事項の周知徹底を図り、事故防止に努める。

第2 廃棄物処理施設の対策

町は、県、宇都宮市、小山広域保健衛生組合及び廃棄物処理業者との連絡体制を整備する。また、互いに協力し、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物を適正かつ迅速に処理することができるよう、施設の強靱化や体制整備等の対策を講じておく。

第17節 危険物施設等の災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、町は県、石橋地区消防組合、事業者等関係機関と連携して各種予防対策を実施する。

第1 消防法上の危険物

本町における危険物施設（許可施設）は、232施設あり（令和4年4月現在）、適時、石橋地区消防組合等が必要な安全対策の指導を行っている。

石橋地区消防組合及び「消防法（昭和23年法律第186号）」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (2) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (3) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (4) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (5) 近隣、関連事業所等と相互に連絡調整して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 石橋地区消防組合が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- (3) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (4) 危険物施設の所有者等に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第2 火薬類

町では、県、関係機関に協力して、平常時から災害に起因する火薬類事故の抑止に努める。

第3 LPガス

LPガスの販売事業者、保安機関、充てん事業者等は、火災・事故災害対策編 第3部 放射性物質・危険物等事故対策第1章第5節第1の1より、災害に起因するLPガス事故の抑止に努める。

第4 高圧ガス

高圧ガス施設の所有者等は、火災・事故災害対策編 第3部 放射性物質・危険物等事故対策第1章第5節第1の2により、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

第5 毒物・劇物

県は、災害に起因する毒劇物流出を防ぐため、毒物劇物取扱施設管理者等に対して毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

1 取扱施設等への指導

毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取扱っている電気メッキ業者等は、保管施設や毒劇物の取扱いについて県からの指導に基づき、災害に起因した流出等による被害を防ぐものとする。

2 貯蔵量の把握

県は、毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

3 取扱施設等の把握及び指導

県は、毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

4 連絡体制の整備

町は、県、石橋地区消防組合、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

第18節 学校、社会教育施設等の災害予防対策

学校における学校安全計画等の作成や児童生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進するとともに、社会教育施設等における社会教育施設危機管理計画の作成や利用者、地域住民及び職員に対する防災教育等を推進する。

第1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の小学校、中学校、高等学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童・生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育と安全管理の充実を図る。

2 学校等の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

校長等は、台風や豪雨時の児童生徒の安全確保のために、適切な指示や支援をするため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図る。

(2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童生徒の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童生徒に教育・訓練を実施し保護者にも周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童生徒及び教職員に対する防災教育

町は、学校教育を通じて児童生徒に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法を習得させる。

(1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

ア 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

イ 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒が自らの安全を守ることがもとより、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、体育センター等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、災害発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続・中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物等の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

町は、県とともに社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることがもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

第1・3（2）に準ずる。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

第1・3（3）に準ずる。

第3 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

県は、私立学校が公立学校の対策に準じて災害対策を講じる場合に、指導及び助言等を行う。

第4 幼稚園等の対策

町は、幼稚園・保育所等の管理責任者に対し、災害時における乳幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

第5 文化財災害予防対策

町は、住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- 1 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

- 2 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- 3 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第19節 防災関係機関における応援・受援体制の整備

災害時又は災害のおそれがある場合の人員派遣を基本とし相互応援体制を整備するとともに、県内のみで支援することができない場合に備え、他の自治体や関係機関との応援・受援体制を整備する。

第1 応急対策職員派遣制度

総務省が平成30年3月から運用開始し、都道府県が管内市区町村と一体的に被災市区町村へ人的派遣を行う仕組みであり、被災市区町村が行う災害マネジメントや避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援を行う。

第2 町相互応援体制の整備

1 県内市町間相互応援協定

町は、県内全市町間で締結した「災害時における市町相互応援に関する協定」に基づく人的・物的支援及び施設や業務の提供・あっせん等の相互応援を実施する体制の整備に努める。

資料編 ・ 災害時における市町相互応援に関する協定

P 19

2 県と町の連携強化

町防災担当職員は、県による説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施、町地域防災計画の修正における助言・支援等を受け、県と町の連携体制の強化に努める。

3 その他災害時相互応援協定の締結の推進

町は、できるだけ多くの県内外の市町村や、関係業者との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておくなど平常時から連携体制の強化を図る。

第3 他都道府県の被災に対する応援（応援計画）

「応急対策職員派遣制度」等の応援の枠組みにより、栃木県が支援団体に選定された場合は、町は県や他市町と一体的に「チーム栃木」として支援を行うものとし、県（総合政策部）の要請に応じて、必要な人員・資機材を確保し、県とともに活動するものとする。

第4 受援体制の整備

町は、他自治体等からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努めるものとする。

第20節 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理体制の整備を図る。

第1 現状

東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風等において大量の災害廃棄物を処理したことを踏まえると、町と処理業者が連携することで適正かつ迅速に処理することが可能となる。

第2 災害廃棄物等の処理体制の整備

1 市町等の対策

町は「上三川町災害廃棄物処理計画(令和2年6月策定)」に基づき災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化を図る。

2 処理業者の対策

処理業者は、事業継続計画の策定、処理施設の災害対策の強化等に努める。

第2章 応 急 対 策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

町内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は国、県、他市町、防災関係機関等と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 職員の配備体制

1 グループ編成

部 名	所管課・室・局
総務部	○総務課
応急対策部	○都市建設課、農政課、建築課、上下水道課、農業委員会事務局
避難所運営部	○健康福祉課、子ども家庭課、商工課、教育総務課、生涯学習課
住民対応部	○地域生活課、企画課、税務課、住民課、会計課、議会事務局

※○→部長

2 配備体制

配備の種類	災 害 の 態 様	体 制	配備要員
注意配備	1 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害の発生が予想される場合 2 その他特に総務課長が必要と認めた場合	—	総務課、企画課、農政課、都市建設課、上下水道課、建築課の所属長及び職員のうち必要と認められる人員
警戒配備	1 災害が発生するおそれが強まった場合 2 その他特に災害警戒本部長（副町長）が必要と認めた場合	災害警戒本部	全所属長 注意配備参集職員 避難所運営担当者
第1次 非常配備	1 災害が発生した場合 2 大規模な災害が発生するおそれがある場合 3 その他、災害対策本部長（町長）が必要と認めた場合	災害対策本部	警戒配備参集職員 町民への情報発信担当者
第2次 非常配備	1 気象に関する特別警報が発表された場合 2 大規模な災害が発生した場合 3 災害が拡大し、甚大な被害をもたらすおそれがある場合 4 その他、災害対策本部長（町長）が必要と認めた場合		全職員

第2 注意配備時の体制

大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害の発生が予想される場合、この体制に該当する総務課及び関係課の職員のうち必要と認められる人員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- 1 災害に関する情報の収集
- 2 必要に応じて関係課等への通報
- 3 被害情報の県への報告

第3 災害警戒本部の設置

大雨、洪水、暴風等の警報その他災害に関する情報が発表され、災害の発生するおそれがある場合又は小規模な災害が発生した場合は、災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部の設置基準

次のいずれかに該当する場合において本部長が必要と認めるとき。

- ア 台風接近、集中豪雨等により、県内に被害の発生が見込まれる場合
- イ 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は上三川町役場内に設置する。役場内に設置することができない場合は、本部長の指定する場所に設置する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長（副町長）が認めたとき。
- イ 災害応急対策がおおむね終了したと本部長（副町長）が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部は、本部長（副町長）、教育長及び全所属長で構成するものとする。

3 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の業務を実施する。

- (1) 災害応急対策の実施に関すること。
- (2) 県、石橋地区消防組合等関係機関との災害に関する情報の交換に関すること。
- (3) 災害対策本部の設置の判断に関すること。
- (4) その他必要事項

4 代決者

本部長（副町長）不在時等の意思決定は副本部長（総務課長）が行う。

第4 上三川町災害対策本部

1 上三川町災害対策本部の設置

上三川町で大規模な災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるとき、町長は上三川町災害対策本部条例（昭和38年上三川町条例第22号）に基づき、上三川町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(1) 本部設置の基準

本部の設置の基準は、次のとおりである。

- ア 町に特別警報が発表された場合（自動的に設置する。）
- イ 町に気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合

- ウ 災害が拡大し、甚大な被害をもたらすおそれがある場合
- エ 災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準ずる災害が発生した場合

(2) 本部の設置場所

- ア 本部は、役場庁舎公室内に設置する。災害により役場庁舎が使用不能となった場合には、他の公共施設の中から適当な施設を選定し、本部を設置する。
- イ 本部には、本部の所在を明確にするため「上三川町災害対策本部」の掲示をする。

(3) 解散の基準

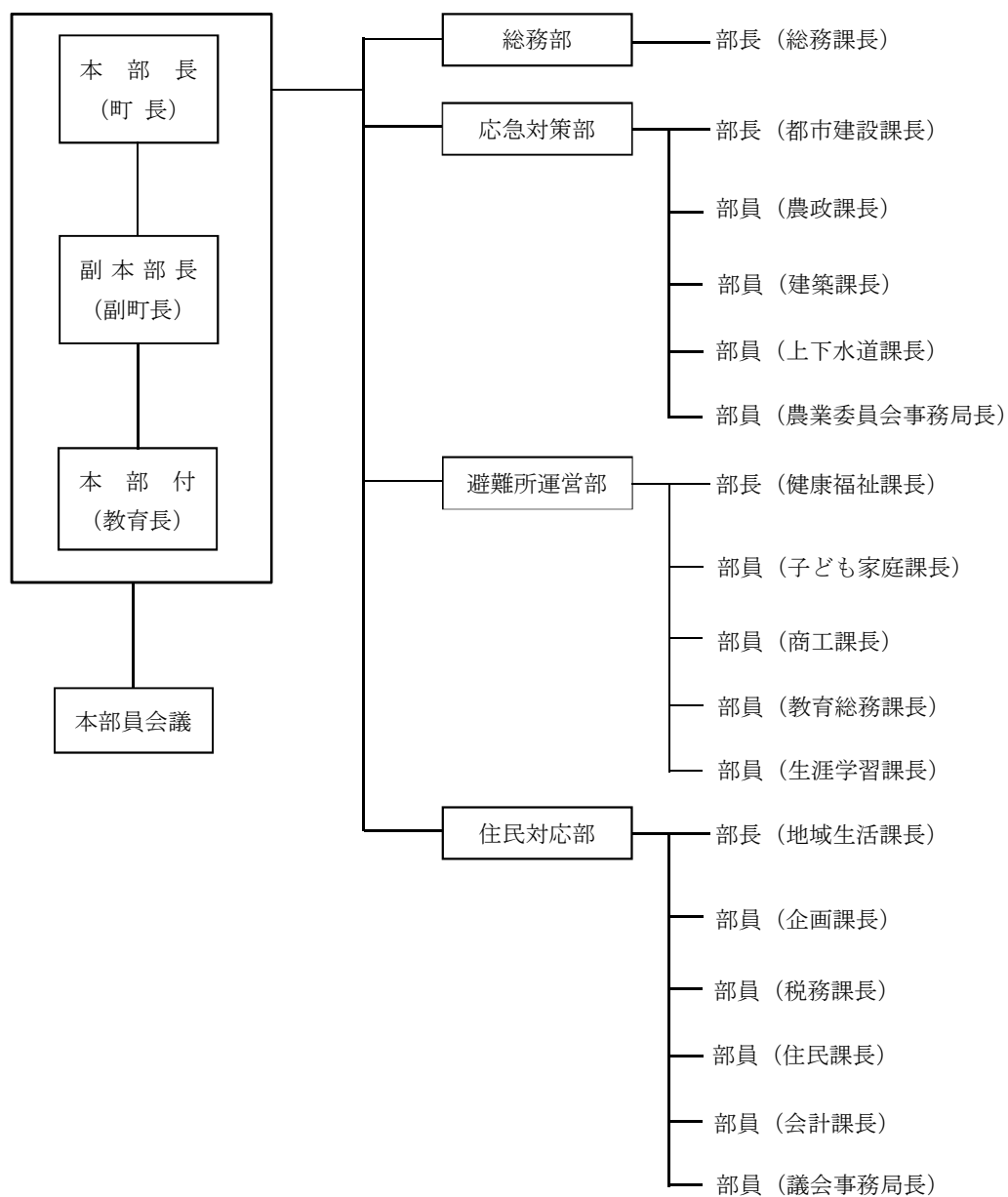
- 本部は、次の基準により町長が解散する。
- ア 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。
- イ 予想された災害にかかる危険がなくなつたと認めるとき。

(4) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、広報車、ホームページその他确实迅速な方法で周知するものとする。

公 表 先	方 法	担 当
県知事	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	総 務 課
下野警察署	電話、連絡員	〃
町内交番、駐在所	電話、連絡員	〃
隣接の市町長	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
町の関係機関	口頭、電話	〃
石橋地区消防組合	県防災行政ネットワーク、口頭、電話	〃
報道機関	口頭、文書、電話	企 画 課
一般住民	ホームページ、広報車、電話、口頭	〃

2 本部の組織図



3 災害対策本部の運営

(1) 本部の業務

本部は、次の災害対策業務を実施する。

- ア 災害応急対策の実施、調整に関すること。
- イ 本部の活動体制に関すること。
- ウ 県及び他市町村への応援要請に関すること。
- エ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- オ 応援に関すること。
- カ 災害広報に関すること。
- キ 災害救助法の適用申請及び救助の実施に関すること。
- ク 災害対策本部の解散に関すること。
- ケ その他重要な事項に関すること。

(2) 部の設置

本部内に次のとおり部を設置する。

- ア 総務部
- イ 応急対策部
- ウ 避難所運営部
- エ 住民対応部

(3) 本部員会議

ア 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長（町長）、副本部長（副町長）、本部付（教育長）、本部員（各課長及び局長）及び消防団長・上三川消防署長（石橋地区消防組合消防本部）で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ 本部員会議の開催

- (ア) 本部長（町長）は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部員会議を招集するものとする。
- (イ) 本部員は、本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出るものとする。

ウ 本部員会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
- (エ) その他災害対策に関する重要事項

エ 協議事項の実施

本部員会議の決定事項については、担当部長は他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図るものとする。

オ 本部員会議の庶務

本部員会議の庶務は、総務課が担当する。

(4) 本部の事務分担

本部は、別表に定める事務分担によって、災害対策の実施にあたるものとする。

(5) 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

- 第1順位 副本部長（副町長）
- 第2順位 総務部長
- 第3順位 その場における責任者

第5 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制にしたがって、次の動員計画により職員の動員を行う。

1 動員体制の整備

- (1) 各所属長は、職員一人ひとりに業務内容を周知し、勤務時間外や休日等における動員計画表、連絡系統図等を作成し、確実な動員体制を整備する。
- (2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において動員の伝達を受けたときは、直ちに登庁する。

2 連絡責任者の任命及び責務

- (1) 各課等に業務連絡の責任者を定めるものとする。
- (2) 連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。
- (3) 連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を総務部長まで届け出るものとする。

3 消防団の動員計画

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策実施状況等に応じて、本部長（町長）は消防団長に命令することがある。

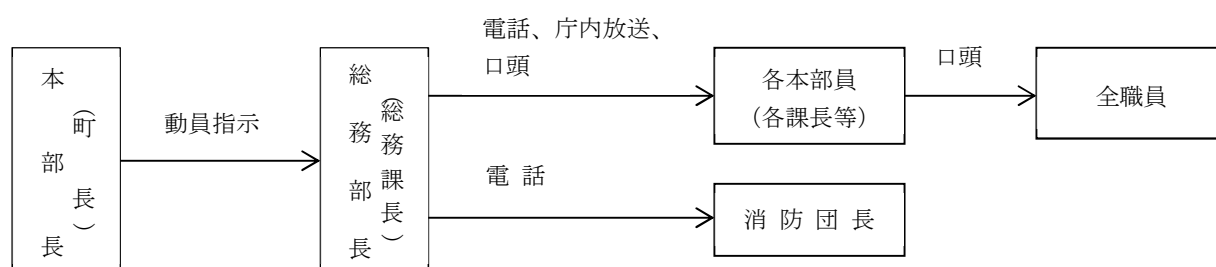
4 動員の伝達方法

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達

- ア 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務部長は、本部長（町長）が決定した非常配備を連絡責任者に伝達するとともに、庁内放送によりこれを徹底する。
- イ 連絡責任者は、直ちに関係職員に連絡し、災害応急対策業務に従事させるものとする。
- ウ 総務部長は、消防団長に非常配備を伝達する。

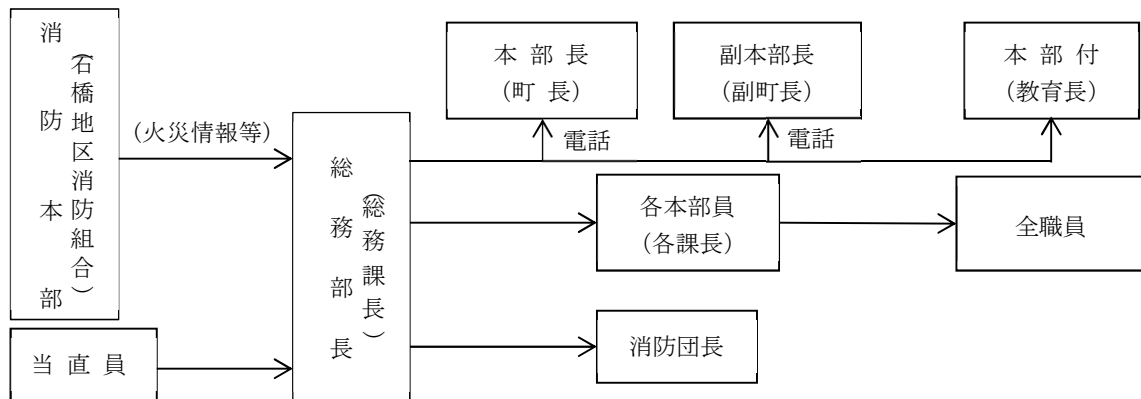
勤務時間内における連絡系統図



(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- ア 当直員は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務部長に連絡するものとする。総務部長は、当直員から連絡を受けた場合は、本部長（町長）、副本部長（副町長）に報告をし、配備体制の指示を受け、連絡責任者に伝達する。
- イ 総務部長は、消防団長に非常配備を伝達する。
- ウ 連絡を受けた職員は、できる限り周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。

勤務時間外における連絡系統図



5 職員の待機

職員は、常に気象情報等に注意し、緊急連絡に応じられるよう、自宅待機する。河川の増水などの状況によっては、自主的に参集するものとする。

第6 業務継続性の確保

ヒト、モノ、情報、ライフライン等の資源が制約を受ける中で、応急業務等を実施するとともに、中断することができない優先度の高い通常業務を継続するため「上三川町業務継続計画（令和2年5月策定）」に基づき、全庁体制で業務を実施・継続する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

別表

部	課	事 務 分 担
総務部	総務課	1 本部長の秘書に関すること。 2 本部員会議の庶務に関すること。 3 職員の動員に関すること。 4 各部との連絡に関すること。 5 避難、屋内退避、立入り制限に関すること。 6 災害状況の措置概要等の収集整理及び活動の記録に関すること。 7 気象情報及び各種予報、警報等の情報に関すること。 8 町有財産・営造物の被害状況の把握に関すること。 9 災害対策のための庁用車の配車及び燃料の確保に関すること。 10 消防団との連絡調整に関すること。 11 県及び他市町村に対する職員派遣要請に関すること。 12 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 13 広域応援、受援の調整に関すること。 14 専門家等の派遣要請に関すること。 15 国、県及び関係機関に対する報告に関すること。 16 労務者等の雇用に関すること。 17 災害見舞視察者に関すること。 18 災害救助法による救助の適用に関すること。 19 義援金・災害見舞金品の配分に関すること。 20 その他他の部の分担任務に属さない事項に関すること。
応急対策部	都市建設課	1 所管施設等に係る被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 所管施設等に係る災害対策に関すること。 3 市街地の災害対策に関すること。 4 災害対策に必要な公共土木工事業及び建築工事業者等との連絡調整に関すること。 5 障害物の除去に関すること。 6 公共土木施設の危険箇所及び迂回路線等の公示等に関すること。 7 災害復興都市計画の作成に関すること。 8 他の応援に関すること。
応急対策部	農政課	1 所管施設等に係る被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 農作物及び農業用施設等の被害調査に関すること。 3 所管施設等に係る災害対策に関すること。 4 農業関係団体との連絡調整に関すること。 5 農作物及び農業用施設等の災害対策に関すること。 6 園芸・特産関係の病虫害の発生予防及び防除に関すること。 7 被害農家の災害融資及び営農指導に関すること。 8 被災家畜の飼料・防疫・診断及び死亡獣畜の処理に関すること。 9 農産物等の採取及び出荷制限の周知に関すること。 10 他の応援に関すること。

部	課	事 務 分 担
応急対策部	建築課	1 所管施設等に係る被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 所管施設等に係る災害対策に関する事。 3 被災住宅等の応急危険度判定に関する事。 4 応急仮設住宅に関する事。 5 被害住宅の相談及び復興資金に関する事。 6 他の応援に関する事。
	上下水道課	1 所管施設等に係る被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 所管施設等に係る災害対策に関する事。 3 移動給水に関する事。 4 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 5 災害対策に必要な上下水道工事業者等との連絡調整に関する事。 6 仮設トイレの調達及び設置に関する事。 7 応急復旧用資機材の確保に関する事。 8 上下水道施設等の復旧に関する事。 9 他の応援に関する事。
	農業委員会事務局	1 他の応援に関する事。
避難所運営部	健康福祉課	1 所管施設等に係る被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 医療機関の被害状況の把握に関する事。 3 所管施設等に係る災害対策に関する事。 4 避難所及び福祉避難所の開設運営に関する事。 5 救護班・防疫班の編成及び出動に関する事。 6 救護所の設置に関する事。 7 医薬品等の調達に関する事。 8 医師会との連絡調整に関する事。 9 社会福祉施設等との連絡調整に関する事。 10 日本赤十字奉仕団との連絡調整に関する事。 11 社会福祉協議会等との連絡調整に関する事。 12 民生委員との連絡調整に関する事。 13 避難行動要支援者の安全確保対策に関する事。 14 広域避難所の調整に関する事。 15 救援物資の受入れに関する事。 16 炊出しその他食品の供給に関する事。 17 被服・寝具その他生活必需品の支給等に関する事。 18 災害弔慰金の支給等に関する事。 19 被災世帯に対する生活福祉資金の融資に関する事。 20 安定ヨウ素剤の配布に関する事。 21 感染症の予防対策に関する事。 22 臨時予防接種に関する事。 23 心のケアに関する事。 24 他の応援に関する事。

部	課	事 務 分 担
避難所運営部	子ども家庭課	1 所管施設等に係る被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 所管施設等に係る災害対策に関すること。 3 保育児童等の安全確保対策に関すること。 4 保育所、放課後児童クラブ等との連絡調整に関すること。 5 避難所及び福祉避難所の開設運営に関すること。 6 避難所の環境整備及び巡回相談に関すること。 7 他の応援に関すること。
	商工課	1 商工業関係施設の被害状況の把握に関すること。 2 商工関係団体との連絡調整に関すること。 3 食料等の確保・調達に関すること。 4 被服・寝具その他生活必需品の確保に関すること。 5 被災商工業者に関する金融対策に関すること。 6 他の応援に関すること。
	教育総務課	1 児童・生徒の安全確保対策に関すること。 2 所管施設等に係る被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 災害時の応急教育に関すること。 4 教職員の災害対策のための確保・動員に関すること。 5 学用品の調達あっせんに関すること。 6 学校等への避難所開設時の協力に関すること。 7 災害時の学校給食に関すること。 8 所管施設等に係る災害対策に関すること。 9 被災生徒及び児童の育英・奨学に関すること。 10 教育関係義援金・義援物資の受付等に関すること。 11 他の応援に関すること。
	生涯学習課	1 所管施設等に係る被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 所管施設等に係る災害対策に関すること。 3 社会教育施設等への避難所開設時の協力に関すること。 4 災害対策に協力する女性団体連絡協議会等各種団体との連絡調整に関すること。 5 文化財の災害対策及び被害状況調査に関すること。 6 他の応援に関すること。

住民対応部	地域生活課	1 自治会・自主防災組織との連絡調整に関する事。 2 一般廃棄物等の処理に関する事。 3 被災地内のし尿、ごみ処理に関する事。 4 動物保護管理対策に関する事。 5 放射線量のモニタリング調査に関する事。 6 除染及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事。 7 他の応援に関する事。
	企画課	1 災害情報発信に関する事。 2 臨時広報紙の発行に関する事。 3 災害状況の記録及び写真等の整理に関する事。 4 放送・新聞機関との連絡及び取材対応に関する事。 5 災害対策予算の編成並びに救助及び復旧資金の調達あっせんに関する事。 6 被災者に対する広報活動に関する事。 7 損害賠償の請求等に関する事。 8 他の応援に関する事。
	税務課	1 避難情報の広報に関する事。 2 救援物資の仕分け配分に関する事。 3 被災納税者の減免、徴収猶予に関する事。 4 町民税関係被害の調査、報告に関する事。 5 資産税関係被害の調査、報告に関する事。 6 他の応援に関する事。
	住民課	1 避難情報の広報に関する事。 2 安否情報の収集・整理及び要搜索者名簿の作成に関する事。 3 行方不明者に関する事。 4 遺体の安置及び埋火葬に関する事。 5 罹災証明書、その他の証明書の発行に関する事。 6 被災者に対する国民健康保険税の一部負担の減免に関する事。 7 他の応援に関する事。
	会計課	1 義援金の受付保管に関する事。 2 災害対策に係る出納及び決算に関する事。 3 他の応援に関する事。
	議会事務局	1 町議会議員等との情報伝達連絡調整に関する事。 2 他の応援に関する事。

第2節 防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策

町は、気象予警報、水防警報等を関係機関や、住民に対し迅速に伝達する。また、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要な情報の収集・伝達・報告を行う。

第1 情報収集伝達体制

町は、災害発生時の情報の収集、伝達を迅速、適切に実施する。

1 災害対策指揮者の体制

災害対策を実施するにあたり、本部長（町長）は被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

(2) 連絡体制

県防災行政ネットワークの気象情報配信システムを活用して気象情報等を、また石橋地区消防組合等から災害情報等を24時間体制で受信し、速やかに職員に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

資料編・栃木県火災・災害等即報要領報告様式

P 127

3 通信手段の多様化

状況によっては個人の所有する携帯電話を活用し、防災メール・かみたんメール等により災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ICT技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討していく。

4 休日等における自然災害被害に関する情報収集

町は、初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯において、迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を町職員からの通報により収集し、重要な情報は迅速に各消防や県警察に情報提供を行う。

第2 警戒情報等の伝達

1 防災気象情報

宇都宮気象台が発表する防災気象情報は、次のとおりである。

町は、県を通じて宇都宮地方気象台から発表された気象情報、注意報・警報等の防災気象情報を効果的に活用できるよう努めるものとする。

大雨・強風時に発表する防災気象情報

防災気象情報	概 要	発表時刻、利用上の効果等
栃木県気象情報 〈大雨に関する情報／台風に関する情報等〉	大雨・強風の可能性がある場合に、発表する総合的な気象情報。懸念される災害についての注意も喚起	台風に関する情報など大規模で顕著な現象の場合は、2～3日前から発表するものもあるので、事前の対策に活用できる。台風が栃木県に接近する場合等においては、時々刻々変化する状況を最新のデータとともに発表し、災害対策についても注意を喚起している。
栃木県気象情報 〈竜巻注意情報〉	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として県全域を対象として発表。ドップラーレーダーのエコー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を捕捉することが困難であり、予測の適中も低い。そのため、黒く厚い雲の接近など竜巻等の前兆現象の観察と併せて利用する。	事前に、大気が不安定である旨の「栃木県気象情報」や「雷注意報」が発表される。情報の有効期間（注意が必要な期間）は発表してから1時間が目安。より発生確度の高い地域は気象庁のホームページ「レーダーナウキャスト」から閲覧できる。有効期間中は空模様には注意を払い、積乱雲が近づく兆しが認められるときは近くにある最も頑丈な建物の中に避難する。屋外にいるなど安全確保にある程度の時間を要する場合には早めの避難を心がける。
注意報	災害の発生するおそれがある旨を注意して発表	現象の将来的見通しとして、警報の可能性及びその発表時期への言及を行うことがある。
警 報	重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表	特に重大な土砂災害の発生が予想される場合には、「過去数年間で最も土砂災害の危険が高まっています」といった説明を加え、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表	数十年に一度の激しい豪雨や暴風など異常な気象現象が予想される場合、警戒を呼びかける。
記録的短時間大雨情報	数年に1度程度にしか発生しない、まれな大雨（1時間雨量110mm以上）となった場合に、時刻、場所、雨量を直ちに発表	大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な災害の発生が高まっていることを周知する。

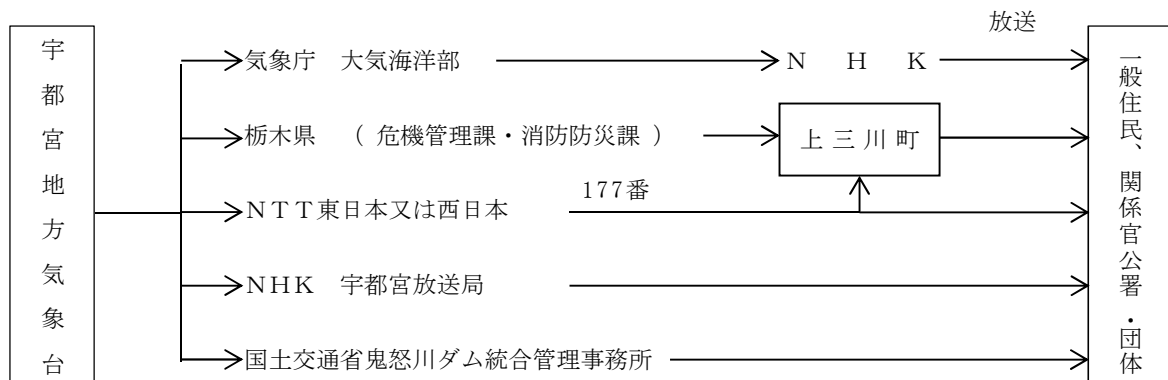
水防活動の利用に適合する注意報・警報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されると予想される場合に発表される。 大雨警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

2 防災気象情報の伝達

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報は、次により速やかに通知する。



- (1) 宇都宮地方気象台は、気象注意報・警報、気象情報を発表したときは、速やかに関係機関に通報する。
- (2) 県は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに関係課・出先機関、市町、消防本部等の関係機関に伝達する。

- (3) 県警察は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、速やかに管内交番、駐在所に通知する。
- (4) 町は、県からの通知やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報、気象警報を知ったときは、必要に応じて関係団体及び住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。
- (5) 放送関係機関は、気象注意報・警報の通知を受けた場合、必要に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに住民に対してその旨の周知を図る。
- 3 土砂災害警戒情報
土砂災害警戒情報は、県と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、気象業務法、土砂災害防止法に基づき発表する。情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達される。
- 4 指定河川の洪水予報
水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（鬼怒川）について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、また、知事が定める河川について、県と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表される。
- 5 水防警報
水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が、水防の必要がある状況が発表される（ただし、緊急の場合は宇都宮土木事務所長が発表し、知事に報告する。）。
- 6 一般住民からの通報
 - (1) 発見者の通報責務
災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく町又は警察官に通報する。
 - (2) 町、警察の処置
 - ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに町へ通報する。
 - イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた場合、町は被害状況を調査し、その状況を直ちに県（危機管理防災局）、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。ただし、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ直接通報する。
- 7 緊急速報メール配信システム（洪水情報）
洪水の危険が高まった時に住民の主体的な避難等の防災行動を促すため、緊急速報メールを活用した「洪水情報」のプッシュ型配信を運用する。

第3 被害状況等の情報収集

- 1 収集すべき情報
町は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。
 - (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
 - (2) 降雨、降雪、河川水位の状況
 - (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難状況
 - (4) 建物、農地、河川、道路等の被害状況
 - (5) 上下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
 - (6) 要配慮者関連施設の被害状況
(要配慮者関連施設)
児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい者サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、地域福祉センター、医療提供施設、幼稚園、その他

- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- (11) その他法令に定めがある事項

2 報告及び収集の実施者

町は、調査した管内の確実な被害状況を取りまとめるとともに、被害の大小にかかわらず、県へ報告する。その際、本部において実施し、若しくは実施しようとしている災害応急対策の状況についても同時に報告するものとする。報告内容については、警察等関係機関と密接に連絡を取り合い、できる限り詳細な報告を心がけるものとする。

(1) 担当課の被害情報調査

各種被害ごとの調査担当課は、次のとおりである。

調 査 項 目	担 当 課
住家被害	税務課
公共建物被害	総務課
文教施設被害	教育総務課・生涯学習課
農林・農業用施設被害	農政課
公共土木施設被害	都市建設課
水道・下水道被害	上下水道課
商工関係被害	商工課
医療施設被害	健康福祉課
社会福祉施設被害	健康福祉課・子ども家庭課
老人福祉施設・介護保険施設被害	健康福祉課
火災被害	総務課
町営住宅被害	建築課

(2) 消防団による情報収集

消防団は、分団の管轄区域ごとに分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

(3) 避難所からの収集

避難所運営部から、避難状況、避難所参集途上の被災状況、住民の避難状況等を収集する。

(4) 無線による情報収集

アマチュア無線家等の無線設備所有者の協力を得て、被害情報を収集する。

3 郵便局に対する協力要請

町は、上三川郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報により、町内の被災状況等を把握する。

第4 情報の整理・分析

総務部は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、総務部長を通じて把握した情報を直ちに本部長（町長）に報告するものとする。

第5 被害情報の報告

1 町、石橋地区消防組合は、町の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県（第3直接即報基準に該当する場合は第一報を国（総務省消防庁）にも）に報告する。報告に際し、町は、石橋地区消防組合と相互に情報交換するなど連携を図るものとする。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、石橋地区消防組合への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

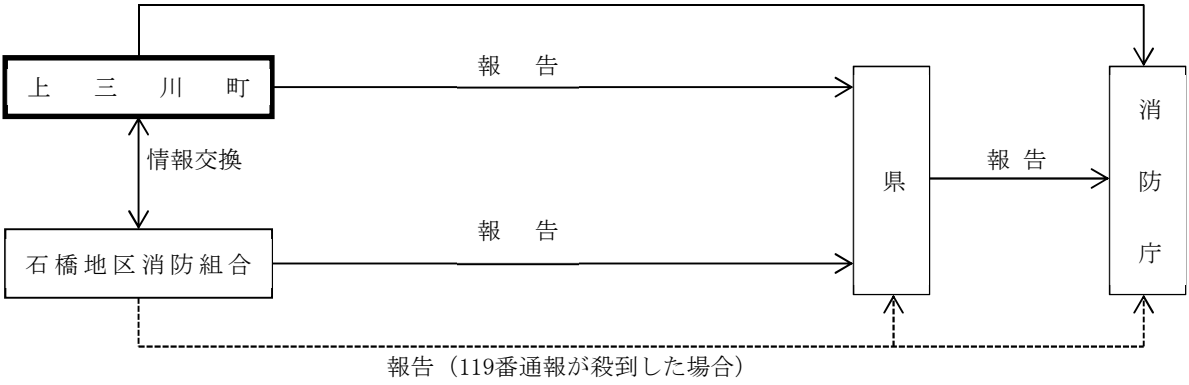
(1) 県の連絡先

終 日	
栃木県危機管理防災局危機管理課 災害対策担当	
(防災行政ネットワーク)	(N T T回線)
500-2136	028-623-2136
500-2146 (F A X)	028-623-2146 (F A X)

(2) 消防庁の連絡先

区 分		平 日（9：30～18：15）	左 記 以 外
回線別		※ 応 急 対 策 室	※ 宿 直 室
N T T 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553

報告（即報要領の直接即報基準に該当する場合、県に報告できない場合）



2 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

第6 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

区 分	通信手段	説 明
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報等や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
町防災行政無線		災害情報の収集、本部からの指示等の伝達を行う無線設備
N T T	災害時 優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する。）
N T T ドコモ	災害時 優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（一般契約携帯電話機を株式会社N T Tドコモと協議して事前に設定する。）
K D D I ソフトバンク	災害時 優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（一般契約携帯電話機をK D D I 株式会社及びソフトバンク株式会社と協議して事前に設定する。）
その他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	非常通信	栃木地区非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防災相互通信 用無線機	国、県、町、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

第7 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や本町の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関等との通信は、栃木県防災行政ネットワークを活用して行う。

2 公衆電気通信設備の利用

町、防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるので、「災害時優先電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等措置しておく。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

3 携帯電話の配備

公務用として、本部長（町長）、総務部長、防災担当係長及び担当職員に配備している携帯電話を活用し、災害時の初動体制に万全を期すものとする。なお、一般の、携帯電話においても、最大限に活用し、より有効な災害時通信体制の構築に努めるものとする。

4 警察通信設備の利用

町は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の依頼

依頼する無線局等の選定にあたっては、東地方非常通信協議会構成員所属の最寄りの無線局等が望ましい。

(2) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名（職名）、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(3) 非常通信の経路

町から県へ伝送される非常通信の主な経路は、次のとおりである。

発 信 依 頼 局	着 信 局	その他の発信依頼局
下野警察署	県警察本部	真岡警察署 東京電力真岡営業センター
石橋地区消防組合上三川消防署	県消防防災課	
宇都宮土木事務所	県消防防災課	

(4) その他の無線局の利用

官公庁、会社、アマチュアなどのすべての無線局は、許可業務以外の非常通信として取り扱うことができる。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を十分把握しておく。

第8 通信施設の応急復旧

1 町防災行政無線

(1) 通信施設が被災した場合は、被害実態を早期に把握して使用可能な移動系を災害現場等との重要箇所に配備するなど、臨機な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県、石橋地区消防組合等、防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

(2) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

ア 要員の確保

イ 予備電源装置の起動確認及び燃料等の補充

ウ 機器動作状態の監視の強化

(3) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

ア 職員等による仮復旧の実施

2 通信

通信事業者は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 公衆通信

ア 可搬型無線機、応急用ケーブル等を使用

イ 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用

ウ 電力設備被災局には、移動電源車、大容量可搬型電源装置を使用

エ 基幹伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置、衛星車載局、衛星通信システムを使用

(2) 移動通信

ア 移動通信無線基地局が被災した場合には、可搬型移動無線基地局車を使用

イ 移動通信無線基地局等の電力設備が被災した場合には、移動電源車を使用

第9 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会宇都宮放送局、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、県と各機関で締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県を通じて要請する。また、ケーブルテレビ株式会社に放送を要請する場合は、町で締結している「安全安心に関わる放送協定書」に基づき、必要な放送を要請する。

第3節 浸水・洪水災害等の災害拡大防止活動

浸水、倒木等による被害の拡大と二次災害の発生を防ぐため、応急対策を実施する。

第1 監視、警戒

水防管理者（町長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、上三川町水防計画に基づき、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

第2 浸水被害の拡大防止

1 町の活動

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、水防団（消防団）を出動又は出動の準備をさせ、また石橋地区消防組合に出動の協力を依頼するとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

また、堤防その他の施設が決壊、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団（消防団）の長、石橋地区消防組合の消防長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できる限り被害が拡大しないように努める。

なお、水防管理団体の非常配備等についての詳細は、「水防計画」に掲げるものとする。

第3 土砂災害の拡大防止

1 施設・災害危険箇所の点検・応急措置の実施

町、消防等関係機関は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所の点検に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

町は、上三川町被災宅地危険度判定実施要綱（平成18年上三川町告示第6号）に基づき、被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明に努める。

3 避難対策

町、消防等関係機関は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節「災害発生時の避難対策」の要領により警戒区域の設定若しくは避難の指示を行う。

第4 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

第4節 相互応援協力・派遣要請

町は、自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度や知事会等の相互応援協定に基づく応援要請、自衛隊に対する災害派遣の要請を行う。

第1 市町相互応援協力等

1 市町間の相互応援協力

町長は、災害が発生した際において、災害応急対策を実施するために必要な場合は、他の市町や県等に応援を求める。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防ぎよし又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高い措置について応諾義務を負う。

(1) 「災害時における市町相互応援に関する協定」に基づく相互応援

町は、同協定に基づき、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。

また、町は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

(2) 協定等に基づく相互応援

町は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、他の市町等に対して応援要請を行う。

(3) 県への応援要請等

町は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援や栃木県災害マネジメント総括支援員の派遣を求める。また、発災後、県より緊急対策要員の派遣がある場合その受け入れを行う。

資料編・災害時における市町相互応援に関する協定

P 19

2 町と県が一体となった応援体制の整備

町は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に備えて、平常時から県と連携して、町・県が一体となった「チーム栃木」として被災自治体を応援する体制の整備に努める。

第2 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請及びあっせん

(1) 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策の万全を期する。

(2) 町は、職員の派遣の要請、あっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

ア 派遣を要請する（あっせんを求める）理由

イ 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ アからエに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第3 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

町長は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合には、知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機などの手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の 捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊、又は越水・溢水若しくは異常な漏水の発生に対し、土のうの作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の 啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、 病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
8 人員、物資の 緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の 無償貸付、譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の 保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の 措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣要請手続

「栃木県災害広域受援計画」によるものとし、要請依頼者は町長、事務手続きは総務部において行う。

4 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費はおおむね次の通りである。

なお、疑義が生じた場合は、町と自衛隊とで協議するものとする。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

第4 ライフライン関係機関との連携

町は、通信、交通、電気、ガス等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

- 1 町の災害応急対策活動との調整
- 2 ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- 3 復旧作業にあたっての重機等の確保

第5 物流関係機関との連携

町は、大規模災害時において必要な物資が被災者に適時適切に届けられるよう、物流関係機関と協定等を締結して民間施設やノウハウを有効に活用できる体制を整備するとともに、物流関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけるなど、災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急活動の調整等を行う。

- 1 民間物流拠点施設を活用した支援物資等の集積拠点の確保
- 2 物資の調達、提供、管理、配達等の一元管理
- 3 関係機関等の相互連携による支援物資等の物流体制の確保

第5節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、町は速やかに災害救助法の適用を申請し、県と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

第1 災害救助法の適用基準

町は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告し、救助の実施に備えるものとする。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数以上のとき。（1号基準）
- (2) 町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）
- (3) 町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
 - ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

災害救助法適用基準一覧表

上三川町の人口（令和2年国勢調査）	滅失世帯数
30,000人以上50,000人未満	60世帯以上

注）1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の滅失世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1／2世帯、床上浸水にあつては1／3世帯とする。

2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

2 生命・身体への危害が生じた場合

- (1) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）
 - ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第2 災害救助法の適用手続

- (1) 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、町に対し、被害状況について報告を求める。町は、県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告するものとする。
 - ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
 - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
オ その他特に報告の指示のあった災害

- (2) 町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 町災害救助法所管課（総務課）は、関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- (4) 町は、県から派遣された職員が行う被害状況を調査するにあたり、県から派遣された職員の応援、協力、立ち会い等必要に応じて受けるものとする。
- (5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 町は、被害状況を県に報告して、災害救助法の適用について協議するよう依頼する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、町は、直接内閣府に対して情報提供を行うことがある。
- (7) 県は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、町、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、町長及び知事は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

■災害が発生した段階の救助

- ① 避難所の設置
- ② 応急仮設住宅の供与
- ③ 炊出しその他による食品の給与
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑥ 医療
- ⑦ 助産
- ⑧ 被災者の救出
- ⑨ 被災した住宅の応急修理
- ⑩ 学用品の給与
- ⑪ 埋葬
- ⑫ 死体の搜索
- ⑬ 死体の処理
- ⑭ 障害物の除去
- ⑮ 応急救助のための輸送及び賃金職員雇上費

■災害が発生するおそれ段階の救助

- ① 避難所の設置

ただし、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域で被害を受けるおそれがある場合となる。

- (1) 県は、上記のうち②以外は原則として、その事務の全部又は一部を町長に行わせる。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を町長に通知し、直ちにその旨を公示する。
- (2) (1)により知事の権限の一部を町長が行うこととした場合を除き、町長は、知事の補助機関として救助を行う。

- (3) 町は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、町長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施の基準は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

資料編 ・ 災害救助法施行細則	P 114
・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）	P 122

第6節 災害発生時の避難対策

町は、県、防災関係機関との連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

第1 高齢者等避難、避難指示、及び緊急安全確保

町長はあらかじめ定めた基準により必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高齢者等避難、避難指示、及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の避難情報を発令する。また、町長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町が避難指示等を行うことができないときは、県等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示を行った者は、速やかにその旨を町に通知する。

町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示等に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

高齢者等避難	避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。 その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿い等では、避難準備が整い次第、立退き避難することが望ましい。
避難指示	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を指示する。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。
緊急安全確保	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

第2 避難指示等の内容及び警戒区域の設定

1 避難指示等

(1) 避難指示等の基準

災害に係る避難指示等は、避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、降雨量、河川の水位、洪水予報の基準等、今後の気象予想や、河川・土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して、必要な範囲の住民に対して発令する。

災害対策基本法に基づく避難について、町は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって指示等を行う。県は、町に対し、避難指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。

(2) 避難指示等の内容

町その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難指示等を行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

避難指示等を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民がとるべき避難行動が分かるように伝達する（警戒レベル1及び2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）。住民は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報
（警戒レベル1）	（災害への心構えを高める）	（早期注意情報）
（警戒レベル2）	（自らの避難行動を確認）	（大雨・洪水注意報等）
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 ※可能な範囲で発令

(3) 避難指示等の実施

避難指示等は、各法律に定めるとおり下表の者が実施する。

区 分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
高 齢 者 等避難	町 長 災害対策基本法 第56条第1項・第2項	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立退き開始の発令	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
避難の 指示	町 長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知 事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 水防法第29条	立ち退きの指示	洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警 察 官 災害対策基本法 第61条第1項・第2項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	町長が立ち退きを指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき。
	警 察 官 警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置をとる。
	自 衛 官 自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。
緊急安全確保 の指示	町長 災害対策基本法 第60条第3項	緊急安全確保の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きをおこなうことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	緊急安全確保の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	警察官 災害対策基本法 第61条第1項	緊急安全確保の指示	町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権限

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	設定権者	設定の基準
(1)	町 長 〔 災害対策基本法 〕 第63条第1項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 〔 水 防 法 〕 第21条第1項	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消防吏員、消防団員 〔 消 防 法 〕 第28条第1項、第36条	火災の現場、水災を除く災害
(4)	警 察 官 〔 災害対策基本法 〕 第63条第2項他	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 〔 災害対策基本法 〕 第63条第3項	(1)、(4)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

第3 避難指示等の周知・誘導

1 高齢者等避難

町は、「高齢者等避難」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難ができる準備を整えることを周知する。

2 避難指示の周知

避難指示を発令したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的に周知徹底できるよう、次の方法により伝達する。ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

(1) サイレン、鐘等の使用による伝達

(2) インターネット、かみたんメール、テレビ等による伝達

(3) 広報車の使用による伝達

(4) 自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達

3 町の報告

町は、避難指示を発令したとき、又は他の機関が避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

4 関係機関相互の連絡

町その他の避難指示等実施機関は、避難指示を発令したときは、その内容を相互に連絡する。

5 避難の誘導

(1) 住民の誘導

町その他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察署、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に、要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させるなど、速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

商業施設、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 徒歩帰宅者の支援

町は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

(4) 避難行動要支援者の安否確認

町は、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障がい者団体、福祉関係団体、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者の安否と所在の確認を行う。

なお、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。

第4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(1) 町は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。

(2) 町は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた社会福祉施設等に受け入れる。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。なお、本町の避難所は、資料編に掲載のとおりである。

(3) 町は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。

(4) 町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受け入れる者を誘導し、保護する。

(5) 町は、開設している避難所については、リスト化に努める。

(6) 町は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

(7) 町は、避難所を設置又は移転した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の日時、場所

イ 受入人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他必要事項

2 避難所の運営

町は次の措置を講じる。

- (1) 自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。なお、管理責任者（リーダー・副リーダー）に、男女双方を配置する。
- (2) 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。また、要配慮者を始めとする避難者の相談窓口を設置し、支援のニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者、外国人等への情報等伝達手段において音声や多言語表示シートの掲示等により配慮する。
- (3) 衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対しての手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの防に努めるとともに、難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 避難者やボランティア等に対する熱中症対策を十分に行う。
- (6) 下野警察署と十分連携を図りながら巡回を行う。
- (7) 運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室等の設置、避難所における女性や子供に対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズへの対応に努める。
- (8) 通信事業者の協力を得て、非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (9) 要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
- (10) 安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに町役場と避難所との連携体制を確立する。
- (11) トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行う。
- (12) 自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。また、避難者に対して、入浴施設の情報を提供する。
- (13) 配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

第5 要配慮者への生活支援

1 要配慮者への日常生活の支援

町は、県とともに被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、乳児ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関(県看護協会等)へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

なお、高齢者、障がい者、乳幼児等一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者については、次の措置を行うものとする。

(1) 福祉避難所の開設

次の施設を福祉避難所として開設し、要配慮者を受け入れるものとする。

福祉避難所施設

施設名	所在地
上三川いきいきプラザ	上三川町大字上蒲生127番地1

(2) 福祉避難室の開設

状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設するものとする。

2 被災児童等への対策

町及び県は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引渡しや社会福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスクアを実施する。

3 外国人への対策

町は、被災した外国人に対して、県及び公益財団法人栃木県国際交流協会等との連携のもとに、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

第6 こころのケア対策

町は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取組を行う。

第7 避難所外避難者への支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

町は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者(以下、「避難所外避難者」という。)の避難状況の把握に努める。

2 必要な支援の実施

町は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。

第8 帰宅困難者対策

震災対策編第1章第9節第1に準じて行う。

第9 広域避難

1 町域を超えた避難等

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町のみでは十分な避難者の受入れが実施できないときは、市町相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、円滑な実施ができるよう、県に支援協力を依頼する。

2 広域一時滞在対策

町は、その町域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の市町に協議する。

また、町は、県（危機管理防災局）と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

第10 町外・県外避難者

震災対策編第1章第9節第2に準じて行う。

第11 被災者台帳の作成

町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、災害対策基本法の規定により、個々の被災者の被害状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

第7節 救急・救助活動

関係機関が連携して被災者の救急・救助活動を行う。

第1 住民及び自主防災組織の活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れが予想されるため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに石橋地区消防組合等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は、直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 町、石橋地区消防組合の活動

町、石橋地区消防組合は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

2 救急活動の実施

(1) 町は、直ちに小山地区医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。

なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

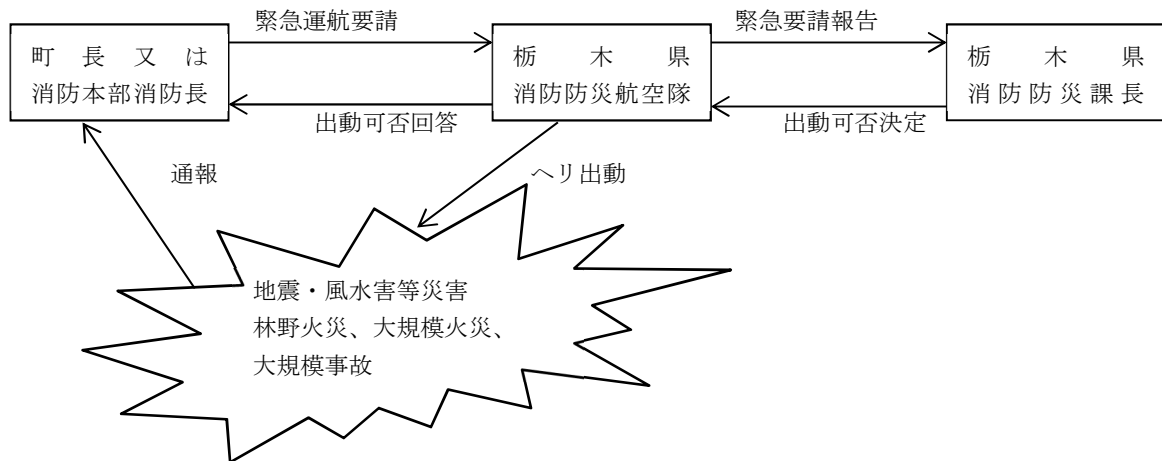
なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター等による搬送を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプター等の活用

1 県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

町長又は石橋地区消防組合消防本部の消防長は、災害等が発生した場合、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



第4 緊急消防援助隊の要請

1 要請手続

- (1) 町は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況等を考慮して緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、援要請を行う。
- (2) 町は、県に連絡が取れない場合、直接国に応援要請を行うものとする。

第5 県、警察、自衛隊との連携

町は、警察の救助活動の応援を求める場合は県警察に要請し、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は知事に要請を依頼するものとする。

町、消防機関は、警察、自衛隊が被災地に派遣する連絡調査員と調整を図り、警察、自衛隊の行う被災者の迅速適切な救出・救助活動の実施に協力するものとする。

第8節 医療救護活動

町は、関係機関と連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療救護・助産活動を実施する。

第1 実施体制

- 1 町は、被災者に対する医療救護・助産活動を実施する。
- 2 町は、町内医療機関の協力を得て救護班を編成し出動するとともに、災害の状況により小山地区医師会に出動を要請する。町のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

第2 救護班の編成

- 1 医療の万全を期するため、避難所運営部（健康福祉課）を中心に町内医療機関の協力を得て、救護班を編成しておくものとする。救護班の編成は、おおむね次のとおりとする。

救護班の編成	医 師 看護師（保健師又は助産師） 職 員
--------	-----------------------------

- 2 小山地区医師会、県南健康福祉センター、石橋地区消防組合等との緊密な連絡を図るものとする。
- 3 患者搬送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素から編成準備しておくものとする。

資料編・医療機関の収容能力一覧表

P 11

第3 実施方法

- 1 医療救護・助産活動は、救護班により行う。
- 2 町の救護班で間に合わない場合は県に救護班の派遣を要請するとともに、救護班が到着するまでに急迫した事態があり、早急に医療を施さなければならない場合は患者を最寄りの医療機関に移送し、その協力を得て医療を実施するものとする。
- 3 災害時における被災者のうち、妊産婦、乳幼児、ねたきり老人等に対しては、特に留意する。

第4 救護所の設置

町は、災害により医療施設等の損壊によって医療機能が失われたときは、安全性を考慮し、避難場所、小中学校等公共機関や、災害現場に救護所を設置する。

なお、早急に医療を施さなければならない妊産婦は、災害拠点病院の自治医科大学附属病院及び獨協医科大学病院へ搬送する。

第5 医薬品等の確保

医療救護・助産活動の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には町内薬局・薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、応援協定に基づき他市町から調達し、あるいは県に要請して確保し、円滑な供給を図る。

第6 医療施設の応急復旧

町は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

第9節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を輸送するため、緊急輸送対策を実施する。

第1 実施体制

町は、被災者の輸送の責務を有する。実施責任者は、災害対策本部長（町長）があたる。

災害時における輸送は、災害対策本部長（町長）の指示により災害応急対策を行う各部が行う。ただし、配車等総合調整は総務部が行う。

また、輸送の対処ができないときは、他市町又は県にこれの実施又は自動車等の確保につき、応援を要請する。

第2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第1段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 町の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階 避難救援期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第3 緊急交通路の確保

1 交通状況の把握

現場の職員、関係機関等からの情報に加え、あらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

2 重要路線の確保

- (1) 道路管理者は、両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。

イ 運転者等が命令に従わない、又は従うことができない場合、及び運転手等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。

ウ 車両の移動のためやむを得ないときは、他人の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分を行う。

エ 車両移動等にあたっては、国、県、警察等と相互に厳密な連携に努める。

(2) 重要道路が使用不可能な状態の場合は、他の道路管理者と連携して代替道路を確保する。

第4 輸送手段の確保

1 自動車による輸送

道路が通行不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

(1) 町有のもの

ア 総務部が稼働可能数の掌握、配車を行う。

イ 配車については、各部が自動車を必要とするとき、総務部に要請を行う。

(2) その他のもの

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部は直ちに相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請するものとする。また、栃木県軽自動車運送協同組合（赤帽）との間で締結している「災害時における食料、生活必需品等の輸送協力に関する協定」により、軽自動車による物資の輸送協力を要請する。

資料編 ・ 災害時における市町相互応援に関する協定

P 19

・ 災害時における食料・生活必需品等の輸送協力に関する協定

P 81

(3) 応援の要請

災害対策本部長（町長）は、本町内で自動車の確保が困難な場合又は輸送上他の市町で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町又は県に対し、次の事項を明示し応援を要請するものとする。

ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量）

イ 車両等の種類及び台数

ウ 輸送を必要とする区間及び借上げ期間

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

2 ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切と判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。また、状況により県に自衛隊派遣の要請を依頼する。

第5 緊急輸送について

災害規模の拡大に伴い、輸送を行う車両について、知事若しくは県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続により下野警察署から緊急通行車両を証明する標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

1 明示事項

交付を受ける場合は、次の事項を明示した申請書を提出するものとする。

(1) 番号標に表示されている番号

(2) 輸送人員又は品名

- (3) 使用者住所、氏名
- (4) 通行日時
- (5) 通行経路
- (6) その他必要な事項

2 掲示箇所

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、緊急通行車両確認証明書を携帯するものとする。

第6 輸送拠点の確保

町は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送拠点を確保する。

1 救援物資集積場所の確保

救援物資の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、次の施設を救援物資集積場所として確保する。

救援物資の集積場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
上三川町役場 車庫棟	上三川町しらさぎ一丁目1番地	(0285) 56-9111

2 臨時ヘリポートの確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

第10節 物資・資機材等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、調達・供給体制を確立する。

第1 基本方針

1 実施体制

町は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。町のみでは対応できない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

2 季節への配慮

町は、災害の発生時季、時間の経過とともに変化するニーズを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

3 要配慮者への配慮

町は、難病患者、透析患者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギーを有する者等に配慮した食品や生活必需品の調達に配慮する。

第2 給食

1 実施体制

町は、被災者、災害応急救助従事者等に対する給食を実施し、その責任者は災害対策本部長（町長）とする。ただし、町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 供給の対象

町は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。なお、食料の供給にあたっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊出しによる給食を行う必要がある被災者（避難者、被災により炊事ができない者）
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

3 食料の調達、供給

町は、被害状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料の調達を行う。

(1) 備蓄物資の供給

町は、備蓄計画に基づき備蓄している食料及び、石橋地区消防組合で備蓄している食料を供給する。

(2) 主要食料の調達

前記(1)の備蓄食料では不足する場合は、次の順序により、他機関等から食料の調達を行うものとする。

ア 町内卸売業者、小売業者等の保有する米穀の提供を依頼する。

イ 応援協定に基づき、他市町から必要量の米穀の供給を依頼する。

ウ 前記イによっても不足する場合は、応急食料の配給を知事に申請し、県で備蓄している食料調達を依頼し、それでも不足する場合は、県を通じて農林水産省から災害救助用米穀の供給を受けるものとする。

(3) 副食の調達

災害の状況により必要と判断した場合は、町内食品販売業者から調達するものとするが、町内での調達が困難な場合は、応援協定に基づき、生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

資料編 ・ 災害時における市町相互応援に関する協定	P 19
・ 災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	P 30
・ 災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定	P 47 — 54
・ 災害時における物資の供給に関する協定	P 55 — 60
・ 災害時における飲料水の供給に関する協定	P 61
・ 災害時における飲料の供給に関する協定	P 63

(4) 要配慮者への配慮

町は、要配慮者へ適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保等を行う。なお、町のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(5) 食料の配給

被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、備蓄食料や調達した弁当、パンの支給、調達した米穀等の炊出しにより行う。

ア 炊き出し

町において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省寄託倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の供給を要請する。

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理する。

第3 給水

1 実施体制

町は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行い、その責任者は災害対策本部長（町長）とする。ただし、町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 飲料水の確保対策

町は、備蓄計画により備蓄している飲料水を被災者に配分する。町の備蓄飲料水のみでは不足する場合は、次により飲料水の確保を図る。

- (1) 応援協定に基づき、他の水道事業者等に要請して、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。
- (2) 応急用飲料水及び水道施設における貯水量の確保に努める。
- (3) 町及び県は、物資供給協定締結先に対して、飲料水ペットボトルの供給を依頼する。

資料編 ・ 配水池数量及び貯水能力	P 11
資料編 ・ 災害時における市町相互応援に関する協定	P 19
・ 災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	P 30

3 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

4 優先給水

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

5 生活用水の供給

町は、生活用水等についても、必要量の確保及び供給に努める。

6 給水活動

- (1) 町は、給水班を組織して給水活動を行い、水道施設等の応急復旧活動を実施する。
- (2) 町は、被災市町から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。なお、応急給水活動は、日本水道協会栃木県支部（宇都宮市上下水道局）の連絡調整のもと実施する。

7 資機材及び技術者の確保

- (1) 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、複数搬送路の検討をしておくものとする。
- (2) 町は現在給水タンク 1 m³を2基、2 m³を1基、その他ポリ袋を保有しているが、応急給水の早期実施体制確立を図るため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努めるものとする。

第4 生活必需品等の供給

1 実施体制

町は、住宅が被災して生活必需品を喪失するなど、日常生活が困難な被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。この場合において、実施責任者は、災害対策本部長（町長）とする。また、被災市町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

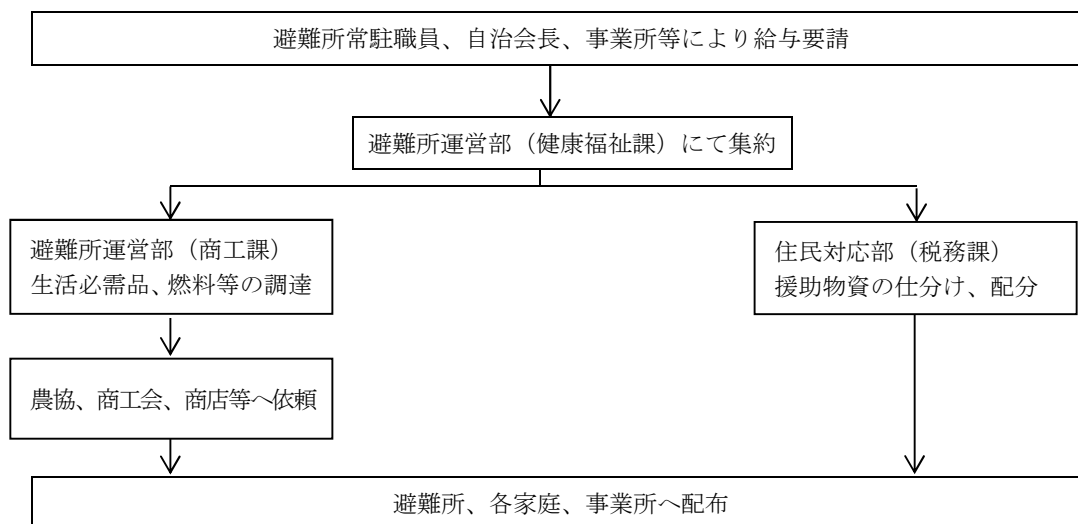
2 生活必需品の確保

(1) 物資の確保

町は、備蓄計画に基づき備蓄している生活必需品（毛布等）及び、石橋地区消防組合で備蓄している生活必需品を被災者に配分する。不足する場合は、次により調達し、生活必需品の確保を図る。

ア 町内販売業者等からの調達

町は、上三川町商工会、商店若しくは農業協同組合等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。また、供給の手配を迅速に進めるため、次の方法により実施するものとする。



イ 応援協定に基づく調達

上記アでも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、応援協定に基づき、他市町等から必要な物資の供給を要請する。

(2) 県への応援要請

大規模な災害等により他市町からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県に備蓄物資の提供等を要請する。

3 調達時の留意事項

- (1) 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- (2) 被災地で求められる物資は、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時間の経過とともに変化する季節の時宜、また被災者の年齢に配慮した物資の調達に留意するものとする。
- (3) 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

4 燃料の確保

通常の燃料供給ルートが機能しない事態が発生した場合には、協定等に基づき、災害応急対策車両や避難所等へ優先的に燃料を供給するよう要請する。

第11節 農業関係対策

被害を受けた農産物及び施設の応急対策を実施し、早期に営農体制の再開を目指す。

第1 農作物等の応急対策

1 農作物被害対策

- (1) 町は、水害・台風、竜巻等風害、凍霜害、雪害等による農作物被害を防止するため、必要に応じ、農業協同組合等関係機関と連携して、排水、病虫害防除、施肥等の指導を行う。
- (2) 町は、宇都宮地方気象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報の発表を受け、農作物の風水害、凍霜害、雪害等が予想されるときには、県が作成した被害予防のための技術対策資料を団体等に配布し、農家に対する指導の徹底を図るものとする。

2 家畜伝染性疾病予防体制

町は、次の家畜伝染性疾病予防対策及び応急対策を講じる。

(1) 予防対策の実施

被災地における予防対策は、県と連携して町が実施する。

(2) 応急対策の実施

ア 家畜所有者等から通報を受けた場合における被害状況の把握、県への通報

イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

ウ その他必要な指示の実施

(3) 死亡獣畜の処理

本章第12節第3に準じて行う。

第2 農地・農業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、各施設管理者は、頭首工、取水堰、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を町、消防機関、下野警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

農地・農業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

町は、関係機関と連携して関係施設の被害状況を把握し、県（河内農業振興事務所）に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

- (ア) 災害発災後の降雨の状況等により、主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに町及び県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
 - (イ) 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。
 - (ウ) ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。また、ため池が被災し、被害を最小限に食い止めるための仮工事や、ため池の機能を一時的に回復するための応急復旧工事が必要と認めるときは、県及び土地改良区等管理団体等と協議のうえ、現地の状況に即した、適切な応急対策が講じられるよう努める。
 - (エ) 被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。
 - イ 町は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。
- 3 農業共同施設
- 農業共同利用施設の管理者は、施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。
- (1) 施設の点検・監視等
- 施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。
- また、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、町、地域住民、関係機関へ連絡する。
- (2) 災害応急対策
- 施設管理者は、農業共同利用施設の被害状況を把握し、県(河内農業振興事務所)に報告する。

第12節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の保護等のため、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理的確な実施を図る。

第1 保健衛生対策

1 感染症対策

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症対策を実施する。

(1) 実施体制

町は、町内医療機関等の協力を得て、消毒・衛生監視・検査を行う感染症対策・生活衛生担当を編成し、適切な防疫活動を実施する。

町のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 消毒の実施及び物資の確保

町は、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき感染症対策を実施し、消毒実施地区の決定を行う。

また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。

(3) 感染症予防業務の実施方法

町は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」（以下この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示・指導に従って消毒など次の措置を実施する。

ア 消毒の方法（法第27条）

消毒の方法は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行う。

(ア) 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。消毒の対象となる場所は、次のとおりである。

- a 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- b 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
- c 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

(イ) 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所及び周辺住民の健康への影響に留意する。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

ねずみ族及び昆虫等を駆除する際には、次に掲げる基準に従い行う。

(ア) 対象となる区域の状況、ねずみ族及び昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。

(イ) 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所及び周辺住民の健康への影響に留意する。

ウ 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置（法第29条）

(ア) 対象となる物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件に対する措置（移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置）の目的を十分に達成できるような方法により行う。

- a 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行う。
- b 廃棄にあつては、消毒、cに規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行う。
- c 滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行う。

(イ) 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所及び周辺住民の健康への影響に留意する。

エ 生活用水の供給（法第31条）

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、町は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

オ 県への連絡

町長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

(4) 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

2 食品衛生の確保

(1) 実施体制

町は、県の指示に基づき、関係団体と連携し、避難場所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の食品衛生対策を実施する。

(2) 食品衛生の確保、監視員の派遣要請

町は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、安全で衛生的な食品の供給を行う。また、状況により、県南健康福祉センターに食品衛生監視員の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求めるものとする。

(3) 避難所、被災住民に対する衛生指導

避難所等の食品管理等の状況把握に努めるとともに、避難所、被災地でのチラシ配布などにより衛生指導を行う。

(4) 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

町は、県及び食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、被害・稼働状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取扱について指導の徹底を行う。

(5) 被災地営業施設の監視指導

町は、営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

ア 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止

イ 施設、機械、器具の洗浄消毒

ウ 使用水の現場検査

エ 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、体調不良の者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）

オ 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛

カ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

3 保健対策

(1) 健康調査、健康診断

町は、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など避難行動要支援者に配慮しながら、必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(2) 精神保健活動

災害の直接体験や生活環境の激変に従い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的に不調をきたす場合があり得ることから、被災者及びメンタルヘルスケアの対応を実施する。

(3) 栄養指導対策

町は、食糧の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、

メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

なお、町のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

4 資器材の調達

(1) 町内業者から調達

災害発生後、速やかに保健衛生用資器材取扱業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、必要とする資器材を調達するものとする。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

町内等で必要な保健衛生用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

第2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

災害により、行方不明の状態では周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、原則として町が県警察、消防機関、地元自主防災組織等の関係機関の協力のもとに実施するものとする。

町だけでは対応が困難である場合、「災害時における市町相互応援に関する協定」に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

(1) 行方不明者

ア 行方不明者の届出の受理は、住民対応部（住民課）において取扱う。受付の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録しておく。

イ 搜索は、本部及び消防団が警察と協力し、搜索班及び作業班を編成し実施する。また、被災の状況により、自治会等に協力を要請し地域住民の応援を得て実施するものとする。

(2) 遺体

ア 遺体の搜索は、災害により行方不明になった者のうち、災害の規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡していると推定される者の搜索を行うものとする。

イ 遺体の搜索活動は、本部及び下野警察署が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、防災関係機関及び自治会等の協力並びに車両、舟艇、機械器具の借上げ等可能な限りの手段方法により、早期収容に努めるものとする。

ウ 人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の搜索中遺体を発見したときは、住民対応部（住民課）及び下野警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として町が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。町のみでの対応が困難である場合、県に応援を要請し、支援を受ける。

ア 検案の実施

(イ) 遺体の検案は、原則として救護班が、小山地区医師会、日本赤十字社栃木県支部の協力を得て実施するものとする。

(イ) 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

イ 遺体の輸送

検案を終えた遺体は、町が指定する遺体収容（安置）所に輸送するものとする。

ウ 身元確認

下野警察署の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

エ 遺体収容（安置）所の開設

町は、寺院、公共建物又は公園等、遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設するものとする。

遺体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬等を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬等を行う。

県は、広域的な火葬の調整を行う。

(2) 埋葬の実施方法

ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあつせんを求める。

ウ 縁故者の判明しない焼骨は寺院等に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

エ 遺体を土中に葬る場合は、上三川霊園等に所要の地積を確保する。

オ 町で火葬が十分行えない状況になった場合は、県に要請し、県内他市町及び他都県等広域的な火葬の実施に努める。

4 整理保存すべき帳簿等

(1) 遺体の搜索

ア 遺体搜索状況記録簿

イ 搜索用機械器具燃料受払簿

ウ 搜索用機械器具修繕簿

(2) 遺体の処置、収容及び検案（検視）

ア 遺体処理帳（様式第1号）

イ 遺体処理費支出関係証拠書類

(3) 遺体の埋葬

ア 埋・火葬台帳（様式第2号）

イ 埋葬費支出関係証拠書類

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

町は、県（動物愛護指導センター）及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を

講ずる。

(2) 実施対策

- ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。
- イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
- ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

町は、被災地において、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合、県と協力して実施する。

(2) 実施対策

町は、次の対策を必要により県の指導・助言を得て実施する。

- ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施
- イ 死亡獣畜取扱場で処理を行うほか、状況に応じて原則、知事の許可を受けて次のように処理する。
 - (ア) 移動し得る死亡獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理
 - (イ) 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

(3) 処理方法

ア 埋却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。（約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、さらにその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。）

様式第1号

遺 体 処 理 帳

整理 番号	死 亡 者 氏 名	性 別 年 齢	住 所	死 亡 理 由	遺体発 見日時 及 び 場 所	遺族又は身元引受人				検案、 洗 浄 等 の 処 理 状 況	安 置 場 所	遺 体 の 特 徴、 遺 留 品 等 の 状 況	検 案 医 師 名	摘 要
						氏 名	住 所	職 業	死 亡 者 と の 関 係					
														遺体引渡年月日他

様式第2号

埋 ・ 火 葬 台 帳

整理 番号	埋 ・ 火 葬 者			遺 骨 引 取 人				埋 ・ 火 葬 場 所	納 骨 場 所	摘 要
	氏 名	職 業	性 別 年 齢	氏 名	住 所	職 業	死 亡 者 と の 関 係			
										引渡年月日他 埋・火葬年月日

第13節 障害物等除去活動

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第1 住居内障害物の除去

町は、住民に対し家屋などに運び込まれた土石、竹木などの障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。

家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、災害救助法が適用された場合は同法の対象範囲内で町が支援する。

本部は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

第2 河川の障害物の除去

河川の流下障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

第3 道路の障害物の除去

道路交通支障となる障害物は、道路管理者が直営又は町内の建設業者に委託するなどして速やかに除去する。

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、所管する道路の重要度や緊急度に応じて除去作業を実施する。

第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第14節 災害廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を処理する。

第1 町の対応

町は、速やかに連絡体制を整備し、「上三川町災害廃棄物処理計画（令和2（2020）年6月）」に基づき以下の業務を実施する。

- (1) 処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。
- (2) 被害状況等を踏まえ、災害廃棄物、避難所ごみ、し尿の発生量・処理可能量を推計する。
- (3) 災害廃棄物や生活ごみ等の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。
- (4) 大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。
- (5) 収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。
- (6) 災害廃棄物等の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。
- (7) 損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、町が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、町自らが解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

第15節 学校・社会教育施設等の応急対策

児童生徒等の生命、身体、安全確保や教育の実施のため必要な措置を講じる。

第1 応急措置

- 1 校長等は、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、児童生徒、教職員等を安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- 2 校長等は、災害の規模や児童生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会に報告する。
- 3 校長等は、町教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰下げ又は繰上げ、部活動の停止など、児童生徒等の安全確保に努める。

第2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

災 害 の 程 度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄りの学校、被害のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
町内大部分についての災害を受けた場合	隣接市町の学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による授業時数の不足のおそれがある場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。なお、児童生徒の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童生徒が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

2 教職員の確保

町教育委員会は、教職員が不足する場合、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

- (1) 町内における災害の状況により、町教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に応援させ教育の正常化に努める。
- (2) 町における被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会にその旨を報告し、県教育委員会が対策をたて、町教育委員会と協議し早急に応援体制をとり、教職員の確保に努める。

第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長、公民館、体育館等の長等は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町長に協力する。

第4 避難

- 1 実施責任者は、校長とする。
- 2 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、教職員を必ずつけて誘導する。
- 3 校長は、避難誘導の状況を逐次町教育委員会に報告し、また保護者に通報する。
- 4 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。
- 5 その他児童・生徒の避難計画は、本章第6節「避難対策」に準じて実施するものとする。

第5 給食に関する措置

学校給食はできる限り継続実施するものとするが、次のような事情が発生した場合の一時中止措置について考慮しておくものとする。

- 1 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用するとき。
- 2 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となったとき。
- 3 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
- 4 給食物資の調達が困難なとき。
- 5 その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。なお、給食再開にあたっては衛生管理に十分に注意する。
- 6 学校の衛生管理
災害の状況によっては、被災学校の教職員、児童生徒に対し、感染症予防接種や、健康診断を県南健康福祉センターに依頼し実施するものとする。

第6 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 児童生徒に対する地震予知情報又は災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- 2 各学校長は、被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫を行うものとする。

第7 学用品の調達・給与

教科書については、栃木県教科書供給所を通じて、必要冊数を当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

第8 幼稚園等の対応

幼稚園、保育所等の園長等は、気象情報や災害の状況に応じ、臨時休園、保護者の迎えがない幼児の一時預かり、安全な場所への避難誘導などの措置を講じて、適切に幼児の安全を確保する。

第9 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を町に通報する。

所有者、管理者が町の場合の通報責任者は、町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県を通じて文化庁に報告し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

被害の程度により係員を現地に派遣し、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、作成に協力するとともに、その結果を県を通じて文化庁に報告する。

第10 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させ、臨時休館又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第11 社会教育施設における応急対策

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護をはじめとした応急対策に努めるとともに、対応体制を確立し町教育委員会に報告する。

第16節 住宅応急対策

被災者の住居の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、被害家屋の応急修理、民間賃貸住宅に関する情報提供を行う。

第1 実施体制

1 実施体制

被災者に対する応急住宅の提供、被災住宅の応急修理は、県の協力を得て、原則として町が行うものとする。ただし、災害救助法を適用した場合は、県が行う。

2 応急住宅の供給方針

原則として既設の公営住宅等とし、不足する場合には、応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を借り上げる。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象者

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、身体障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。
- (2) 居住する住家がないこと。
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 町は、既設の町営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 町内で確保できない場合、県に要請し、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあつせんを求めるものとする。

第3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、災害救助法施行規則の定めるところによる。
なお、供給にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 建設による応急仮設住宅の供給

(1) 設置場所の選定

ア 建築場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。

イ 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

(2) 建設資機材及び業者の確保

町は、建設業者等と協定して、仮設住宅の設置を行うものとする。

(3) 住宅の規模及び構造

1戸あたり29.7平方メートルを基準とし、県において構造を定める。

2 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

町は、関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借り上げるにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

2 内容

県が「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき協定先より得た民間賃貸住宅の空き家情報を、町は県と連携し被災者に提供する。

第17節 インフラ施設等の応急対策

インフラ施設の早期復旧を図るため、応急対策を実施する。

第1 道路施設

1 被害情報の収集

町は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

- (1) 道路パトロールカー等による巡視に努める。
- (2) 町は、宇都宮土木事務所、下野警察署など防災関係機関から情報を収集するほか、各分団の消防団や自主防災組織等からも収集し、町内における道路被害状況（第三者被害の恐れのある箇所は未供用道路も含む）や通行可能状況等の把握に努める。

2 被害状況の伝達

- (1) 町は、町道の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- (2) 町は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

3 応急措置

(1) 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

(2) 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、下野警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。ただし、危険のおそれがある場合など、緊急を要する場合は、直ちに下野警察署に通報するとともに交通規制を図る。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

(3) 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急通行車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、県指定緊急輸送道路（本編第1章第13節第1を参照）を優先して機能の確保を図るため、必要に応じて、県等が実施する応急復旧作業に協力する。

(4) 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第2 水道施設

1 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

2 応急措置

水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧するとともに、給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。

(1) 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

(2) 送配水管等の復旧手順

ア 送配水管の復旧

最初に取水施設から配水池までの送水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

イ 臨時給水栓の設置

避難所に近い公設消火栓に臨時給水栓を設置する。

なお、設置の際は、石橋地区消防組合に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

(3) 仮設配水管の設置

主要配水管の応急修理が困難な場合には仮設配水管を布設する。

(4) 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

3 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で住民に周知しておくとともに、災害時は、広報活動によりその開設場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供に努める。

4 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

第3 下水道施設

1 被害情報の収集、伝達

下水道管理者は、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

2 応急措置

(1) 下水道（公共下水道・農業集落排水処理）施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

(2) 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮して復旧計画を策定する。

3 広報

災害時は、広報活動により仮設トイレの設置場所を住民に知らせる。

また、下水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供に努める。

4 応援の依頼

下水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の下水道事業者等に応援を依頼する。

第4 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。町は、住民への広報等により、東京電力パワーグリッド(株)の対策に協力する。

第5 都市ガス施設

都市ガス事業者は、ガス供給施設に被害が生じた場合、被害を最小限に食い止めるとともに、ガス供給の早期復旧を図るものとする。町は、住民への広報等により、都市ガス事業者の対策に協力する。

第6 河川管理施設等の対策

町は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、県及び関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。水防機関の活動については、本章第3節に準ずる。

第18節 危険物施設等の応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、L P ガス、高圧ガス、毒物・劇薬及び放射性物質に係る応急対策については、火災・事故災害対策編第3部第3章の規定に準ずる。

第19節 広報活動

住民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、住民ニーズに対応した広報活動を行う。

第1 広報の内容

町及び防災関係機関等は、災害の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。この際、実施責任者は災害対策本部長（町長）とし、住民対応部が災害時の広報活動を実施する。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

- (1) 災害の規模、震度・地震の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難指示等に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
- (12) 問合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

第2 広報の方法

町は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、町が所有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く住民に的確な情報提供を実施する。

1 一般住民、被災者に対するもの

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。また、要配慮者に対し、県と連携して、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を受けながら的確な情報提供を行うものとする。

- (1) 町有広報車の現地派遣
- (2) ポスター等の貼付け又は配布
- (3) 自治会を通じた周知
- (4) ホームページによる広報、情報メール、テレビ放送

2 要配慮者等への配慮

- (1) 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。
- (2) 視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

- (3) 特に、視聴覚障がい者に対しては、障がいの程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた情報提供（点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など）に努める。
- (4) 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。
- 3 報道関係に対するもの
報道機関への発表に際しては、災害情報及び町の応急対策状況を速やかに発表するものとする。
発表の時期については適宜行うこととするが、時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行うものとする。
- 4 各関係機関に対するもの
特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体及び重要な施設の管理者等に対し災害情報を連絡する。
- 5 庁内各課(部)
災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各課に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡する。

第3 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止に必要な注意事項をとりまとめ、かみたんメール等によって広報する。

第4 被害発生後の広報

町は、住民生活の混乱を防止し、人心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害状況や応急対策状況など「第1 広報の内容」について具体的にわかりやすく広報する。また、住民への協力要請事項についても広報する。

なお、広報車を利用する際は、道路の規制状況を把握するとともに、地区ごとに分担を定め、効率的な広報を行う。また、広報を行うにあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区の必要とする情報を提供するなど、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

第5 記録写真等の収集

大規模又は特異な災害若しくは長期間にわたり日常生活に影響する災害が発生した場合等の写真等は、各関係機関で積極的に収集するとともに、住民の撮影した写真等にも留意する。

第6 災害用伝言ダイヤル等の周知

災害発生時には、電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否を伝えることができるN T Tの「災害用伝言ダイヤル」及び各通信事業者が提供している「災害用伝言板サービス」などの活用方法を広報紙へ掲載する。また、町役場・避難所等へ掲示するなど、住民に周知させる。

第20節 ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入

ボランティア円滑な活動のため支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金・寄附金を募り、受け入れ、公平に配分する。

第1 ボランティアの受入・活動支援

1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

町は、県及び県社会福祉協議会、町社会福祉協議会と連携を図りながら、多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。また、町は、町社会福祉協議会及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなどの住民やボランティアへの周知を図り、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援する。

第2 義援物資・義援金・寄附金の受入・配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

町は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受け入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。

また、町は、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資集積場所

町は、上三川町役場車庫棟に義援物資の一時保管を行う。

(3) 義援物資の管理

町は、物資集積所に職員を配置するとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(4) 義援物資の需給調整

被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、義援金配分委員会を構成し実施する。

(2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。
配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定する。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

3 寄附金の受入れ

法人から寄附金の申し出があった場合は、事業所管課で寄附金の受入れを行うものとする。

個人から寄附金の申し出があった場合は、使途の指定があるものは事業所管課で、使途の指定がないものは税務課で寄附金の受入れを行うものとする。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

現状復旧、又はさらに強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第1 基本方向の決定

1 実施体制

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 住民との協働

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、協働して計画的に行うものとする。

3 県、国等職員の派遣要請

町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第2 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

町は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

2 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、町は必要に応じて復興計画を県の復興基本方針に則して、定めるものとする。

3 都市復興計画

町は、都市復興計画の作成にあたっては、「栃木県都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意するものとする。

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、基本的な方向について速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。
- (2) 必要に応じ、河川の治水安全度の向上などの事項を基本的な目標とすること。
- (3) 新たなまちづくりの展望、作成の手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

第2節 住民生活の早期再建

住民・事業者の生活等の早期再建を図るため、活相談、職業のあっせん等を実施する。

第1 被災者のための相談、支援

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、広報・連絡体制を整えるものとする。

第2 罹災証明書の発行

町は、当該地域に係る災害が発生した場合において、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。

【罹災証明書と被災届出証明書の相違点等について】

被災届出証明書は、「被災した事実」を証明するものであるため、被害の程度は証明されない。
一方、罹災証明書は、災害によって家屋などが破損した場合に、被害状況を調査（家屋被害認定調査）したうえで、「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部破損）」の範囲で被害の度合いを証明するものである。

1 罹災証明書発行等体制の整備

国が標準的なものとして示した「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制等についてガイドライン化を図るとともに、大規模災害時における必要な調査員の人員規模について検討する。

また、近隣市町、県及び建築士等の専門家との協定の締結に努める。

2 職員研修の実施

罹災証明書の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査や、罹災証明事務手続に関する職員研修を実施する。

3 家屋被害認定調査

町は、大規模な災害で多数の家屋が被災したときは、石橋地区消防組合との連携及び県、近隣市町等の応援協力を得て、迅速に調査体制を確立し、住宅の応急修理や住宅供給のための基礎資料としての被害報告、及び罹災証明書の発行等のため、家屋の被害認定調査を行う。

4 広報等による周知

罹災証明書及び被災届出証明書の発行基準、発行手続、発行時期、発行窓口、窓口受付時間等を広報等により周知する。

5 罹災証明書の発行

家屋被害認定調査等の結果を被災者台帳として整理し、これに基づき、罹災証明書を発行する。

第3 住宅対策

町は、被災者の住宅復旧を促進するため、状況によっては県に対して必要とする住宅復興用木材の調達について、あっせんを求めるものとする。

また、県と協力し、被災者に対し民間賃貸住宅に関する情報を提供する。

第4 租税の減免等の措置

町は、災害状況に応じて地方税法、上三川町税条例の規定に基づき、町税に係る申告、納付等の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

1 期限の延長（町税条例第18条の2）

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納税ができないと認められる場合は、地域、期日その他必要な事項を指定してその期限を延長する。

(1) 地域指定

災害が広範囲にわたる場合は、地域と期日、その他必要な事項を指定して、当該期限を延長する。

(2) 個別申請

(1)の場合を除き、期限までに申告等ができないと認める場合には、納税者の申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内において当該期限を延長する。

2 徴収猶予（地方税法第15条及び15条の2）

災害により町税を一時に納税することができないと認められる場合は、納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合の軽減又は免除等を行う。

第5 被災者生活再建支援制度

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するものとする。

(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害

(2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害

(3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害

(4) 県内のいずれかの市町において(1)又は(2)に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）

(5) 本県に隣接する都道府県で(3)又は(4)に規定する被害が発生している場合で、(1)から(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自然災害（人口10万人未満のものに限る）

(6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万未満の市町に限る。人口5万未満の市町にあつては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

2 支給対象世帯

(1) 居住する住宅が全壊した世帯

(2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

(3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

(4) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

3 支給条件

(1) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

(単位：万円)

	世帯 人員	合 計 支 給 限度額	基 礎 支援金	加 算 支 援 金		
				住宅の再建方法		
				建設・購入	補 修	賃 借
全壊 解体 長期避難	単数	225	75	150	75	37.5
	複数	300	100	200	100	50
大規模半壊	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
	複数	250	50	200	100	50

※ 単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

※ 基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

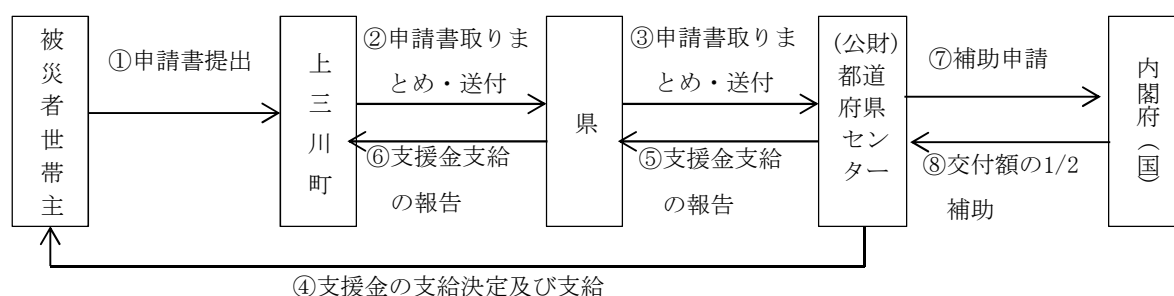
※ 加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

4 支給手続

支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。

県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

支援金支給事務手続



第6 栃木県被災者生活再建支援制度

暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、被災者生活再建支援法が適用されない区域の災害を対象とし、同法と同一の支援金を被災世帯に支給する。

第7 融資・貸付・その他資金等の支援

被災した住民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸付け等の金融支援や金融機関等の災害関連資金に関する情報提供等を行う。

第8 被災者への制度の周知

町は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、広報車、広報紙、チラシ、ホームページその他の手段により被災者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び地元新聞掲載等により、広範囲にわたって広報活動を積極的に行い、被災者への周知を図る。

第3節 インフラ施設等の早期復旧

インフラ施設の早期復旧を図るため、被害状況を調査し、旧事業を実施する。

第1 迅速な原状復旧

町は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- 1 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- 2 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- 3 ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- 4 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第2 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業には次のようなものがある。

災 害 復 旧 事 業 名	関 係 省 庁
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） （1）河川 （2）砂防設備 （3）道路 （4）下水道 （5）公園	国 土 交 通 省 国 土 交 通 省 国 土 交 通 省 国 土 交 通 省 国 土 交 通 省
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） （1）農地・農業用施設 （2）共同利用施設	農 林 水 産 省 農 林 水 産 省
3 文教施設等災害復旧事業 （1）公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） （2）私立学校施設（激甚災害法） （3）公立社会教育施設（激甚災害法） （4）文化財	文 部 科 学 省 文 部 科 学 省 文 部 科 学 省 文 部 科 学 省
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚 生 労 働 省
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚 生 労 働 省
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環 境 省
7 医療施設災害復旧事業 （1）公的医療機関 （2）民間医療機関（資金融資）	厚 生 労 働 省 厚 生 労 働 省
8 水道施設災害復旧事業	厚 生 労 働 省

災 害 復 旧 事 業 名	関 係 省 庁
9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	
（1）街 路	国 土 交 通 省
（2）都市排水施設	国 土 交 通 省
（3）堆積土砂排除事業	国 土 交 通 省
（4）湛水排除事業	国 土 交 通 省
10 住宅災害復旧事業（公営住宅法）	
（1）罹災者公営住宅の建設	国 土 交 通 省
（2）既設公営住宅の復旧	国 土 交 通 省
（3）既設改良住宅の復旧	国 土 交 通 省
11 災害関連緊急事業	
（1）災害関連緊急治山事業	農 林 水 産 省
（2）災害関連緊急地すべり防止事業	農 林 水 産 省
（3）災害関連緊急砂防事業	国 土 交 通 省
（4）災害関連緊急地すべり対策事業	国 土 交 通 省
（5）災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	国 土 交 通 省
（6）災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業	国 土 交 通 省
（7）災害関連緊急雪崩対策事業	国 土 交 通 省
（8）災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	国 土 交 通 省
12 その他の災害復旧事業等	
（1）鉄道施設（鉄道軌道整備法）	国 土 交 通 省
（2）公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事	国 土 交 通 省
（3）その他の復旧作業	（ 関 係 省 庁 ）

第3 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合には、県の指導のもと所定の手続きを取り、災害査定前に復旧工事に着手する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

2 激甚災害に関する調査

（1）激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるべき被害が発生したときは、知事は、町の被害状況等を検討の上、関係各部で必要な調査を実施する。

(2) 前記(1)の場合において、町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

激甚災害適用対象となる復旧事業等

- ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
- ・農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置（法5第条）
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
- ・水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）
- ・中小企業信用保険法による災害関連保証の特例（法第12条）
- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
- ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条）
- ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
- ・森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条）
- ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）